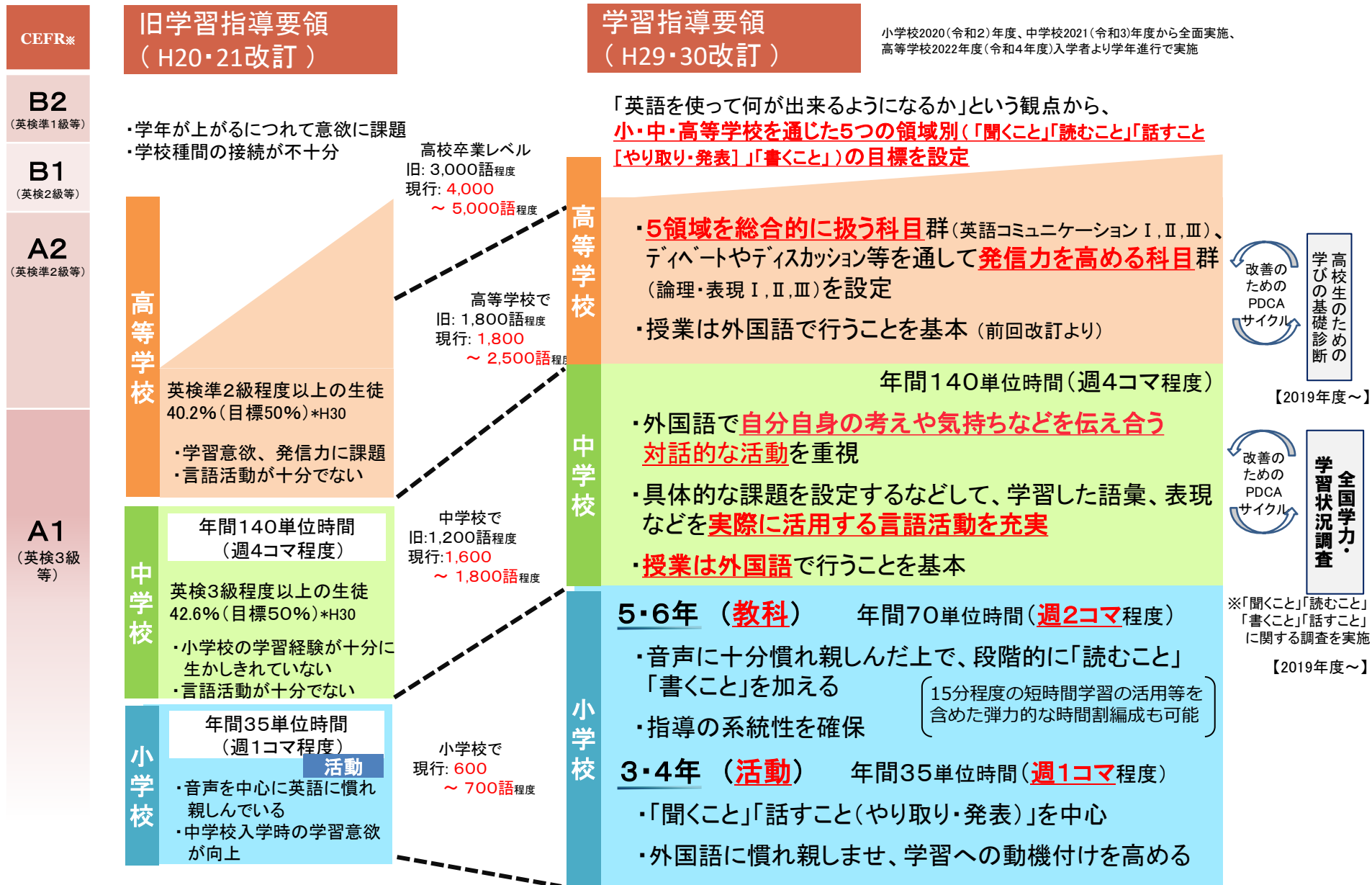


外国語教育について

学習指導要領における小・中・高を通じた外国語教育の改善



※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

小学校における外国語教育の指導体制の充実

学習指導要領全面実施に向けた取組

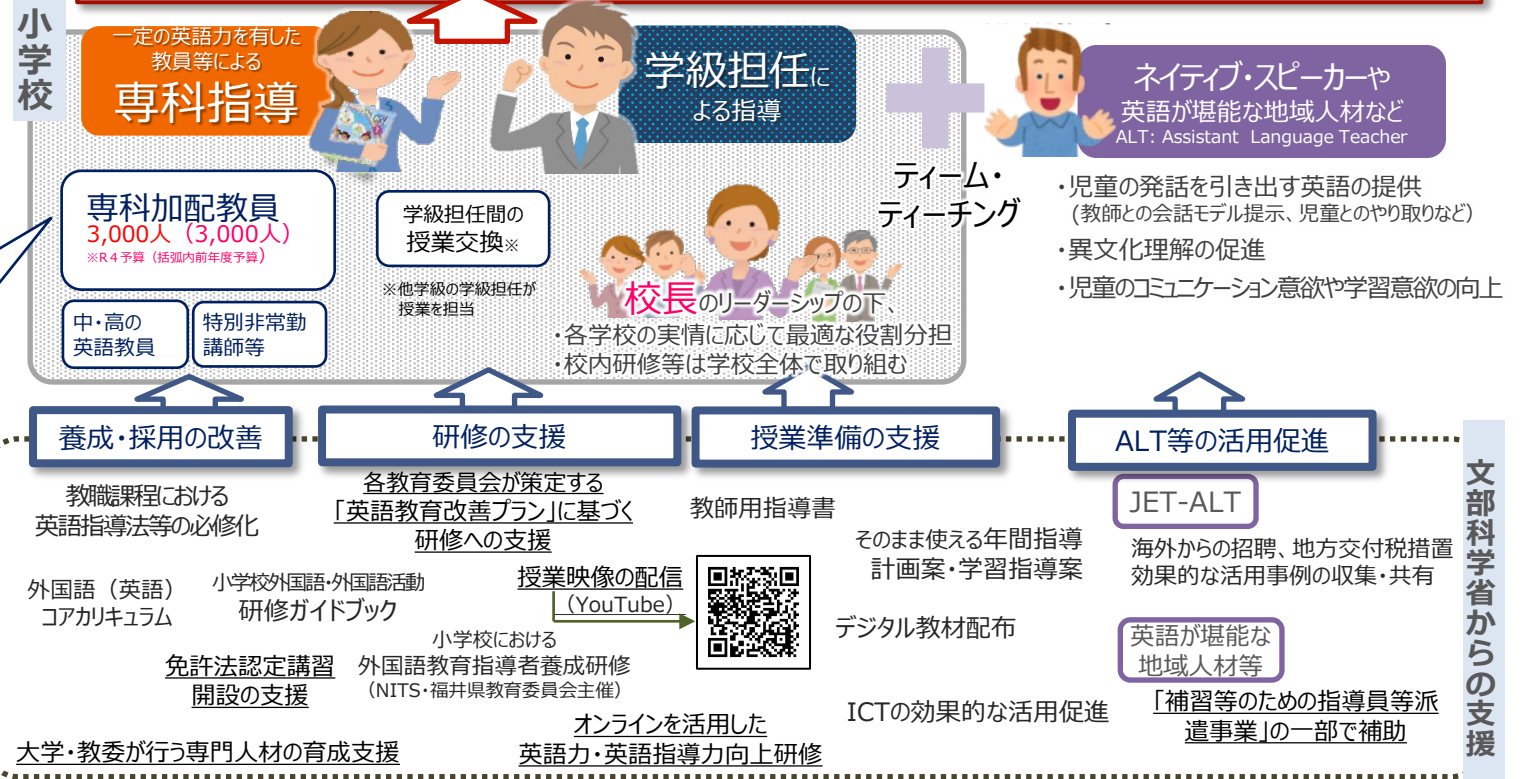
小学校外国語教育の特性を踏まえ、各学校の実態に応じて、学級担任による指導と一定の英語力を有した教員による専科指導を両輪として活かす。専科加配を効果的に活用するとともに、校内研修や授業準備等を推進。

中期的な方向性

小学校教員全体の外国語指導力の向上を図るとともに、専科指導を担当できる一定の英語力を有し、より質の高い英語教育を行うことができる人材の採用も計画的に進める

小学校の外国語教育の特性を踏まえた質の高い授業の実施

- 英語による言語活動を通じた指導
- 音声中心の学習から段階的に読むこと、書くことにも慣れ親しむ
- 中学校への円滑な接続
- 国語や我が国の文化についても理解
- 児童の不安を取り除き、失敗を恐れない雰囲気づくり
- 各教科等の学習との関連付けなど



スケジュールと今後の展開



※前年度は上記のほか「コロナ禍における外国語指導助手研修コンテンツ整備事業」(26百万円)を実施

背景・課題

「第3期教育振興基本計画」等に掲げられた目標の実現に向け、令和2年度から新しい英語教育が始まった小学校における質の高い指導体制の充実、新学習指導要領で内容の更なる改善が図られた中学校・高等学校における生徒の発信力(話す・書く力)の強化、小・中・高等学校を通じた教師の英語による指導力の向上が喫緊の課題。各地域の課題解決に向けた取組の推進や効果的・先導的な指導法の開発等を進め、全国的な英語教育の水準の向上と持続可能な体制の構築を図る。

事業内容

◆ 指導体制の強化

免許法認定講習の開設等 専門人材育成・確保事業 39百万円

<委託先> 国立大学法人、学校法人、都道府県・指定都市教育委員会、専門機関等
<箇所数> 20箇所程度

<小学校に関する取組例>

小学校教師等が中学校教諭免許状(英語)を取得するための免許法認定講習(H28~)



大学と教育委員会が連携し、小学校英語専科教員として指導ができる人材育成講習

<小・中・高等学校に関する取組例>

特別免許状等を利用した人材活用(ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人材等)のための講習

外国語指導助手(ALT)等を対象とし

資質・能力向上のための講習等

英語以外の外国語における専門性の高い外国語指導者の養成・確保のための講習や教材開発等



関連事業

英語専科教員の加配措置(3,000人)

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教師の充実
小学校高学年の教科担任制推進のための加配措置により更に取組を充実

◆ 指導力向上及び条件整備

英語教育改善プラン推進事業 90百万円

都道府県・指定都市教育委員会が、地域の実態や課題に応じて策定している「英語教育改善プラン」の取組の中で、特に英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への効果的な改善策や指導方法の開発や研究・検証等を支援する。(R3~)

特に、地域の実態や課題を踏まえたパフォーマンス評価等、発信力向上に関する取組について、研究(実証)内容を公表し、全国的な改善の普及を図る。

各種調査等の結果も含めた成果分析を行い、国として効果的な取組等を普及し、英語教育におけるPDCAサイクル、EBPMを促進する。

<委託先> 都道府県・指定都市教育委員会(成果検証は研究機関等)
<箇所数・単価> 10箇所程度、700万円程度/箇所

英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題の例:

<英語の教育(授業)上の課題>

- 発信力(話すこと・書くこと)強化
- 言語活動の充実
- パフォーマンス評価等の効果的な実施等

<行政による改善・指導体制上の課題>

- 地域の実態・課題の把握
- 小・中・高等学校連携・接続
- 都道府県と市町村の連携



新たな外国語教育に対応した条件整備・情報発信事業 164百万円

小学校外国語活動教材「Let's Try!」の配布。(R1~)
小・中・高等学校の授業事例等の映像資料を作成。



◆ 指導力等強化のための実証研

先導的なオンライン研修実証研究事業 58百万円

英語による指導力向上のため、専門的な自己研鑽の機会の地域間格差の解消、コロナ禍における状況でも教師が学び続ける機会の確保に向け実証研究を行う。

<委託先> 専門機関等
<箇所数・単価> 2箇所 29百万円/箇所

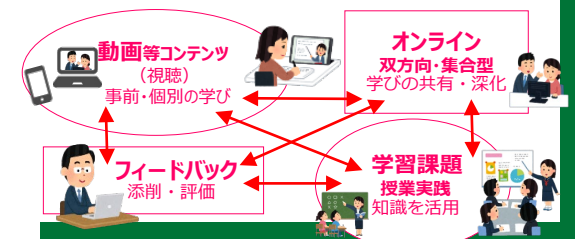
◆ 中・高等学校教員プログラム(R1~)

国内にいながら、英語による海外の大学等の授業受講を可能とし、英語で専門的な授業を受ける体験を、実際の授業とリンクさせ指導力を向上。

◆ 小学校教員プログラム(R2~)

指導に必要な英語を学びながら、実際に授業で活用することを通して、英語力と指導力を向上。

※参加自治体・教師については委託先決定後公募。



#働き方改革 #地域間格差解消 #指導力向上

ALT(外国語指導助手)の概要

ALTについて

- Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略式標記
- 外国語活動、外国語科の授業において、ティームティーチングを行う
- 任用形態は、JETプログラム、直接任用、労働者派遣契約、請負契約、英語が堪能な地域人材等

ALTの主な役割・業務

- ・授業における担当教師の補助(モデルの提示、教師、生徒との英語によるやり取りの場面設定、言語活動の支援、発音指導等)
- ・教材作成等の補助
- ・授業前後の打ち合わせ
- ・パフォーマンス評価等の補助
- ・スピーチコンテスト等の指導※
- ・学校行事への参加※

※任用形態・契約による

学習指導要領におけるALT等の活用の方針

【小学校外国語・外国語活動】

学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

※中学校・高等学校においても同様の記載あり

ALT等の活用に関する政府方針

- 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
「全ての小学校への外国語指導助手(ALT)等外部人材2万人以上の配置」
- 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)
「学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。」
- 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)
「特別免許状の活用を含む専科教員や外国語指導助手(ALT)配置等の学校指導体制の充実など、総合的な支援を行う。」

外国語指導助手(ALT)等の活用人数(小・中・高等学校)

<令和3年度英語教育実施状況調査>

校種/形態	JETプログラム	直接任用	労働者派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校	2,472人 (17.8%)	2,693人 (19.4%)	3,580人 (25.7%)	899人 (6.5%)	4,259人 (30.5%)	13,903人 [R1 13,326人]
中学校	2,570人 (30.8%)	1,538人 (18.4%)	2,755人 (32.9%)	499人 (6.0%)	1,002人 (12.0%)	8,364人 [R1 8,203人]
高等学校	1,619人 (58.3%)	522人 (18.8%)	357人 (12.9%)	94人 (3.4%)	184人 (6.6%)	2,776人 [R1 2,783人]
純計	4,897人 (24.2%)	3,667人 (18.1%)	5,452人 (26.9%)	1,186人 (5.9%)	5,047人 (24.9%)	20,249人 (100.0%)
R1年度純計	5,105人 (26.0%)	3,630人 (18.5%)	4,489人 (22.8%)	1,732人 (8.8%)	4,711人 (24.0%)	19,667人

※「小学校」「中学校」「高等学校」の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。

※「純計」欄は、小・中・高等学校の学校種間で兼務している場合に、重複して計算しないよう調整した人数。

※「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材(日本人を含む。)の人数。

※()内は、各項目の合計数に占める割合。

英語教育改善プランの作成について

【第3期教育振興基本計画KPI】

中学卒業時にCEFR A1（英検三級程度）相当以上、高校卒業時に A2(準二級程度) 相当以上の割合を5割以上とする



- 国の設定する生徒の英語力に関する目標（教育振興基本計画）を踏まえて、各都道府県・指定都市「**英語教育改善プラン**」を作成・公表するとともに、「**英語教育実施状況調査**」により達成状況のフォローアップを毎年実施。

（注）平成26年度は「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の実施教育委員会がプランを策定、27年度からは全都道府県教育委員会が策定、公表。

- 2019年度以降、小学校外国語の専科指導のための加配措置を希望する都道府県・指定都市教育委員会は、2020年度以降の「英語教育改善プラン」において、一定の英語力（CEFRB2以上又は中学校英語免許状取得など）を有する者の計画的な採用について設定することを必要としている。

令和3年度「英語教育実施状況調査」概要

調査の目的

平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領が告示。また、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定。

こうした背景の中、英語教育改善のための具体的な施策の現状について調査し、今後の国の施策の検討に資するとともに、各教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てるために実施。

調査の対象等

○調査対象

各都道府県・市区町村教育委員会及び全ての公立小学校、中学校、高等学校
(義務教育学校、中等教育学校を含む)

※調査学校数: 小学校 : 18,862校、中学校 : 9,252校

高等学校: 3,306校(合計4,619学科)

普通科: 2,247学科、英語教育を主とする学科及び国際関係に関する学科: 139学科

その他の専門教育を主とする学科及び総合学科: 2,233学科

○調査手法

委託業者を通じて各調査対象に調査票を送付。

○調査実施基準日

特に指定がない場合、令和3年12月1日。

※本調査は、一部変更を行いながら平成25年度より実施しているもの。
なお令和2年度の調査は新型コロナウイルスの影響により中止。

小学校における外国語教育担当者等の現状

○小学校の外国語教育は、学級担任が行っている状況が多くみられる。あわせて、学級担任以外の専科教師等の活用も一定の割合で見られる。

学年	3・4学年		5・6学年		計	
外国語（英語）教育の状況	外国語活動を実施	教科としての外国語を実施	教科としての外国語を実施			
学級数	70,021 学級	2,372 学級	73,832 学級		146,225 学級	
外国語教育担当教師数	76,039 人	2,894 人	81,340 人		160,273 人	
学級担任	51,055 人	1,819 人	41,610 人		94,484 人	
同学年他学級担任 （授業交換等）	1,289 人	38 人	3,233 人		4,560 人	
他学年学級担任 （授業交換等）	1,046 人	15 人	1,183 人		2,244 人	
専科教師等 （当該小学校所属教師）	15,573 人	729 人	22,384 人		38,686 人	
他小学校所属教師	3,073 人	53 人	6,589 人		9,715 人	
中・高等学校所属教師	580 人	7 人	1,822 人		2,409 人	
非常勤講師	2,800 人	233 人	3,938 人		6,971 人	
特別非常勤講師	623 人	0 人	581 人		1,204 人	

※ 「専科教師等」とは、外国語教育のみを担当する教師のほか、学級担任となっていない教師で外国語教育を担当する教師をいう。

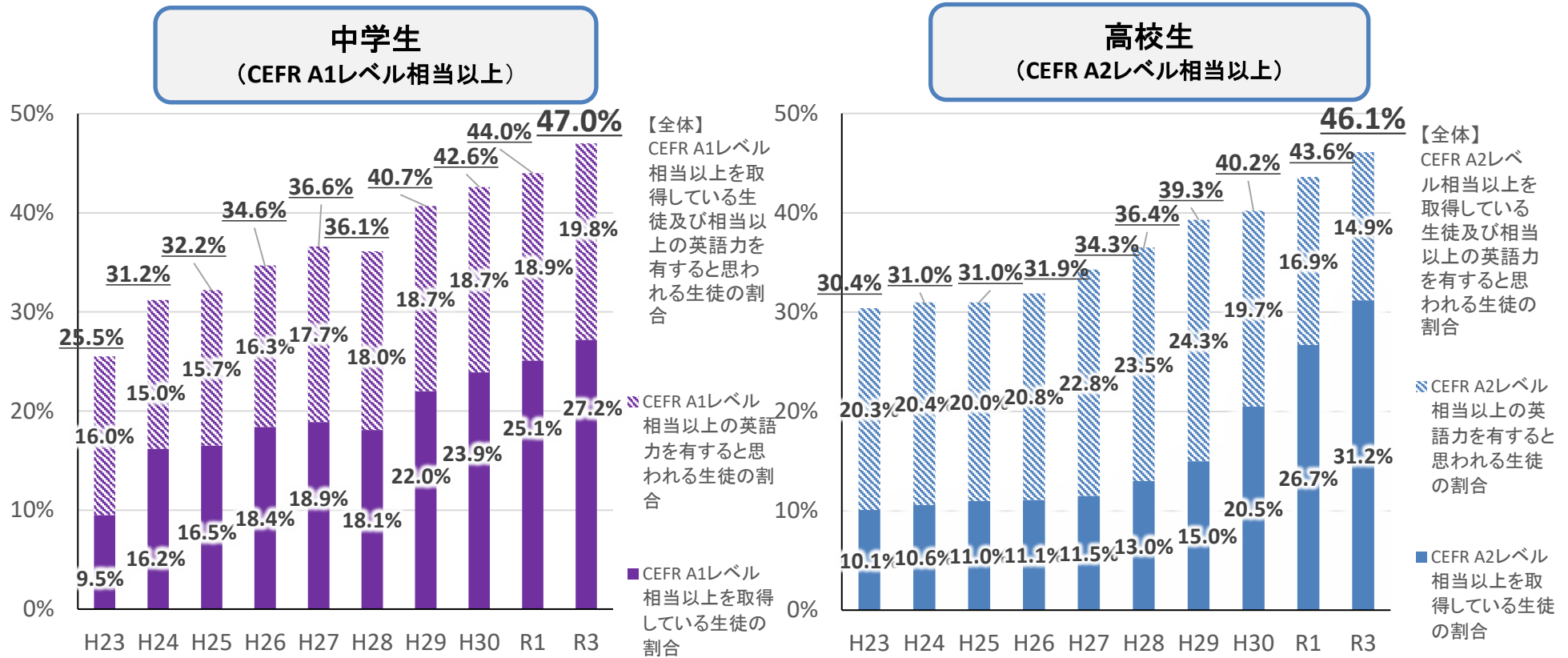
・ 小学校教師のうち中・高等学校英語免許状を所有している割合

7.5% (23,080人 / 306,064人) [一昨年度6.3%]

※調査対象：小学校に所属し、授業を担当する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤の者に限る。）であり、臨時的任用の者及び非常勤の者は含まない。

中学生・高校生の英語力

- CEFR A1レベル（英検3級）相当以上を達成している中学生、CEFR A2レベル（英検準2級）相当以上を取得している高校生の割合は、目標（50%）には達していないものの、経年で着実に改善が進んでいる。一方、都道府県・指定都市による差（5ページ参照）があり、引き続き、授業改善等の取組を共有していくことが必要。
- 中学生の英語力については、一昨年度比+3.0ポイント上昇している。高校生の英語力については、一昨年度比+2.5ポイントで、特に、「CEFR A2レベル相当以上を取得している生徒」が+4.5ポイントとなっている。



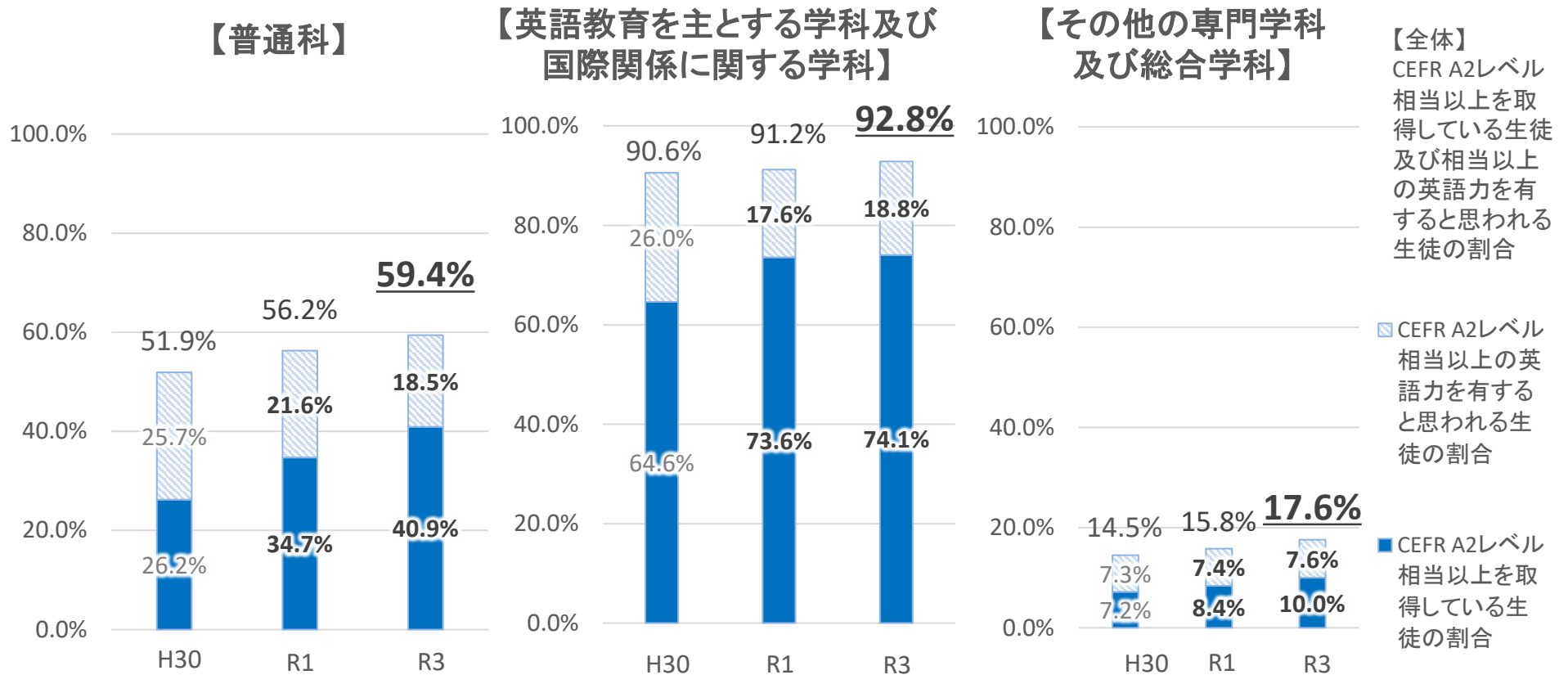
※第3期教育振興基本計画では、中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合50%、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合50%を目標とする。

※「CEFR A1/A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒」とは、実際に外部検定試験の級、スコア等を取得していないが、2技能または3技能を測る試験のスコア、公式な記録としては認定されない試験のスコア、CAN-DOリストに基づくパフォーマンステストの結果、各教育委員会でモデル校での検証に基づいて定めた目安等により、それに相当する英語力を有していると英語担当教師が判断する生徒を指す。

※H23・H24の数値は「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」に基づく。

高校生の学科別の英語力

- 全ての学科において、CEFR A2レベル（英検準2級）相当以上を取得している高校生の割合が増加している。
- 普通科では、外国語の資格検定試験は受験していないがCEFR A2レベル相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が減り、資格検定試験を実際に受験してCEFR A2レベル相当以上を取得している生徒が増えている。

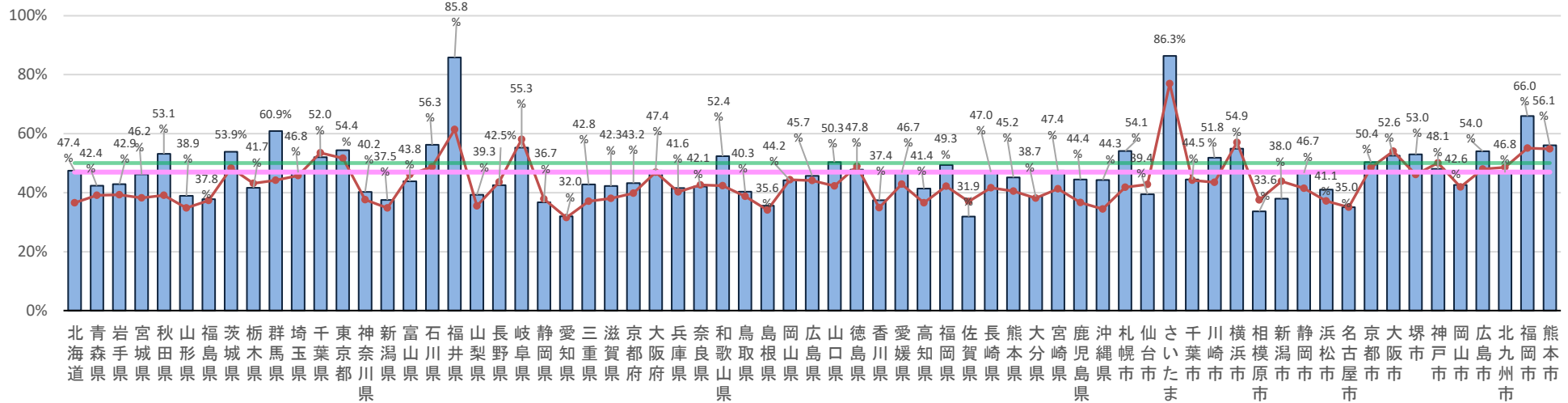


※第3期教育振興基本計画では、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合50%を目標とする。

※「CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒」とは、実際に外部検定試験の級、スコア等を取得していないが、2技能または3技能を測る試験のスコア、公式な記録としては認定されない試験のスコア、CAN-DOリストに基づくパフォーマンステストの結果、各教育委員会でモデル校での検証に基づいて定めた目安等により、それに相当する英語力を有していると英語担当教師が判断する生徒を指す。

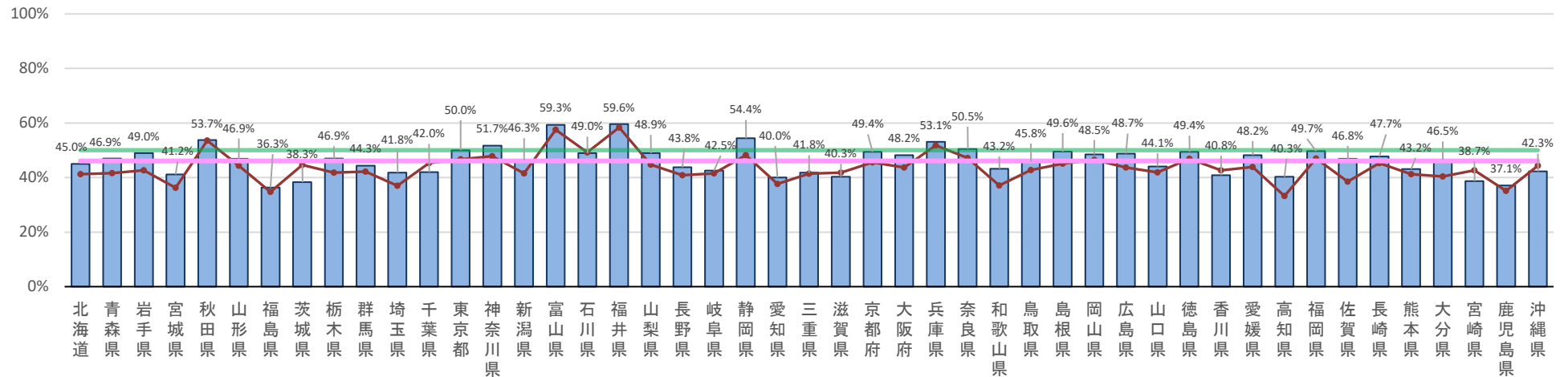
中学生・高校生の英語力(都道府県・指定都市別)

中学校



■ CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合
 —●— R1年度
 — 目標値：50%【第3期教育振興基本計画】
 — R3年度平均値〔47.0%〕

高等学校

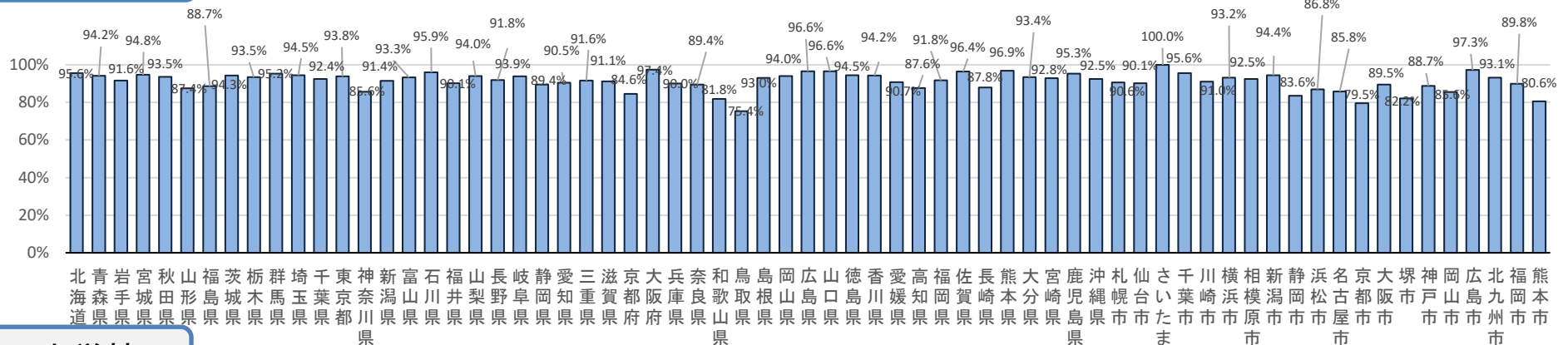


■ CEFR A2レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合
 —●— R1年度
 — 目標値：50%【第3期教育振興基本計画】
 — R3年度平均値〔46.1%〕

児童生徒の英語による言語活動の状況(都道府県・指定都市別)

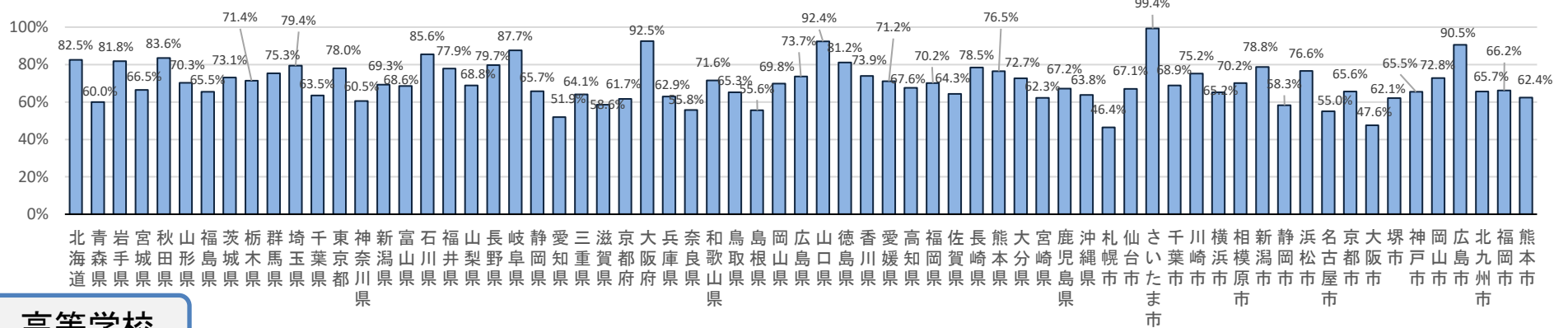
小学校

授業における児童の英語による言語活動が、授業の半分以上と回答した学級の割合〔第5,6学年〕〔欠学年のある学校を除く〕



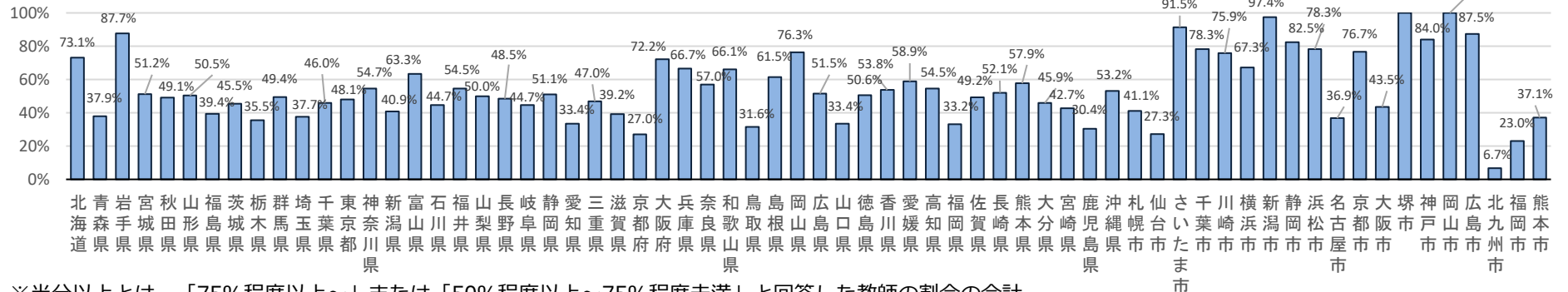
中学校

授業における生徒の英語による言語活動が、授業の半分以上と回答した学級の割合〔全学年〕



高等学校

授業における生徒の英語による言語活動が、授業の半分以上と回答した学級の割合〔全学科〕

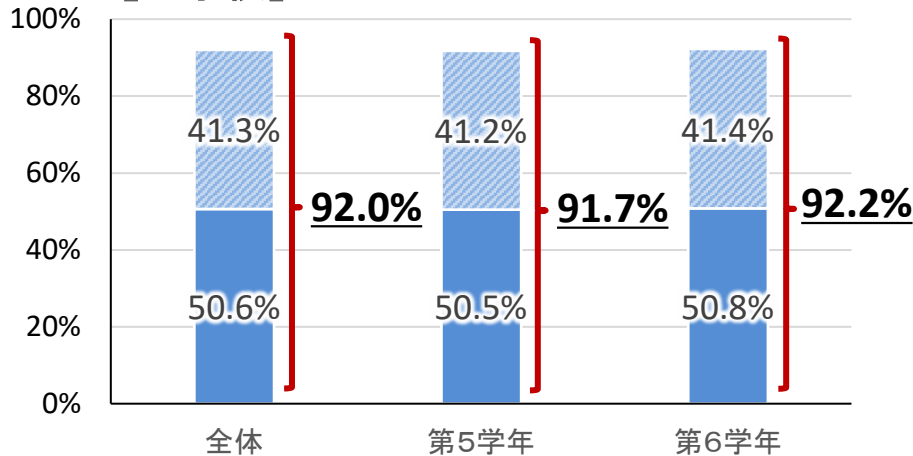


※半分以上とは、「75%程度以上～」または「50%程度以上～75%程度未満」と回答した教師の割合の合計。

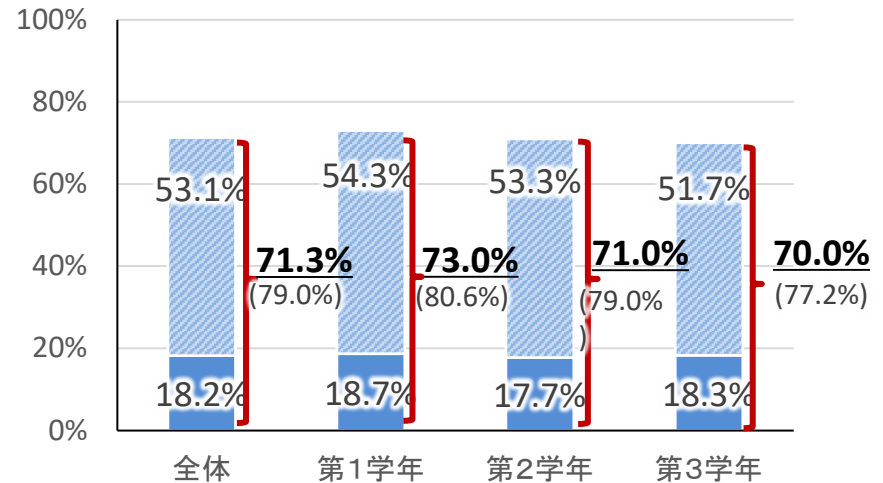
児童生徒の英語による言語活動の状況

- 小学校において、授業中「おおむね言語活動を行っている（75%程度以上～）」と回答した学級数の割合は50.6%、「半分以上の時間、言語活動を行っている（50%程度以上～75%程度未満）」と回答した学級数の割合は41.3%であった。
- 小学校では、9割以上が半分以上（「75%程度以上～」または「50%程度以上～75%程度未満」と回答した学級数の割合の合計）の時間、言語活動を行っていることがわかる。
- 新学習指導要領では、英語を使って聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。
- 授業中「おおむね言語活動を行っている」または「半分以上の時間、言語活動を行っている」と回答した学級数の割合は、一昨年に比べ、中学校の全体で7.7ポイント、高等学校の全体で3.8ポイント低下した。

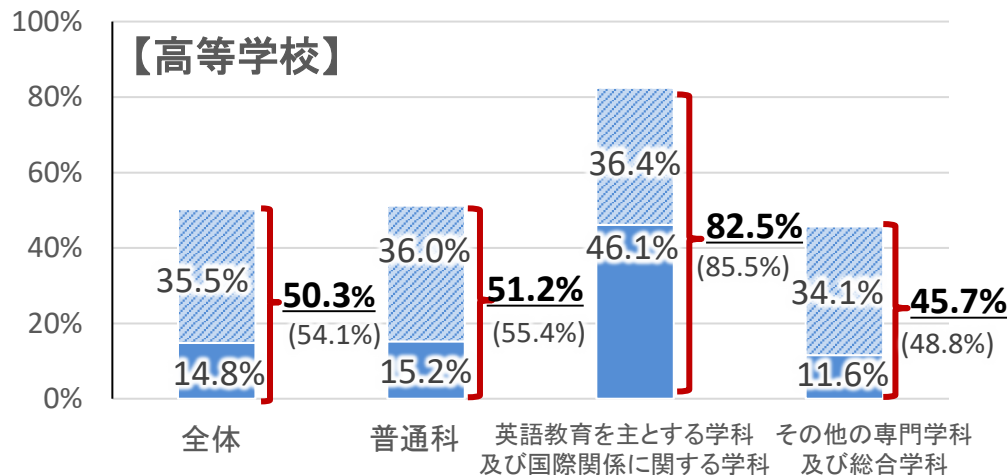
【小学校】



【中学校】



【高等学校】



- 半分以上の時間、言語活動を行っている (50%程度以上～75%程度未満)
- 授業中、おおむね言語活動を行っている (75%程度以上～)

(※参考) 中学校 外国語：目標

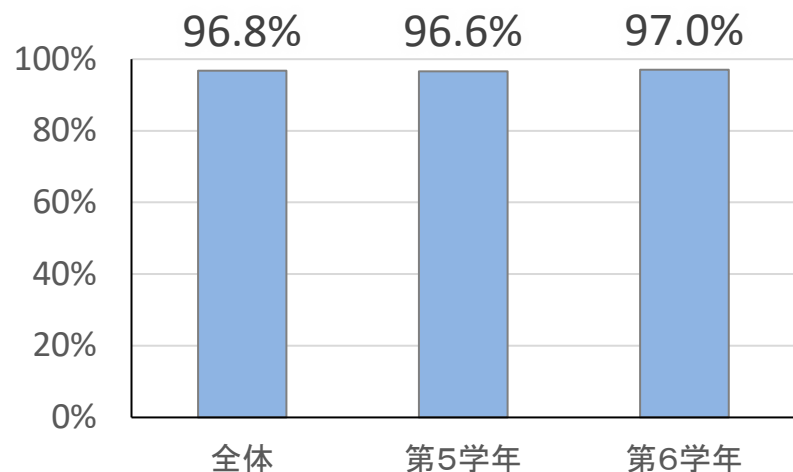
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

※割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。
※ () 内は、一昨年度 (令和元年度) の値。

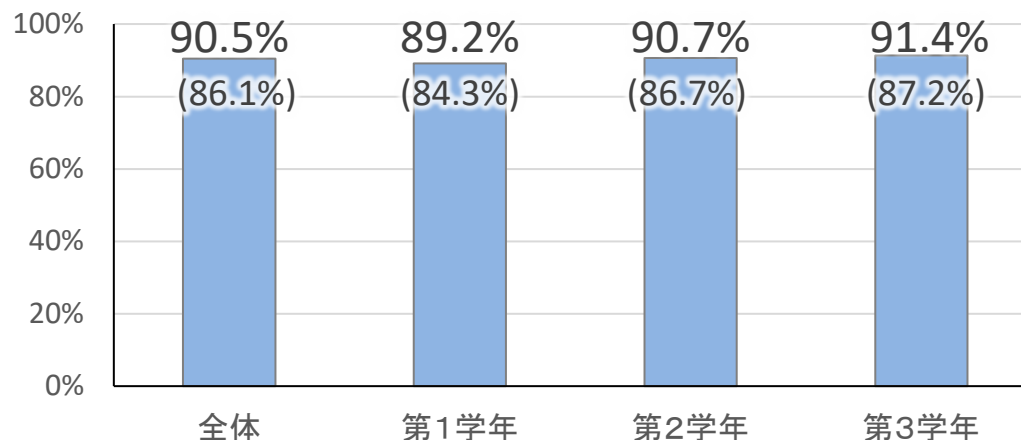
パフォーマンステストの実施状況

- 小学校で「話すこと」を評価するためのパフォーマンステストを実施している割合は96.8%と、ほぼ全ての小学校で実施されている。
- 中学校で「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストを両方とも実施している割合は、9割を超えている。
- 高等学校では、一昨年度に比べて全体では2.1ポイント上昇したものの、「話すこと」「書くこと」の両方のパフォーマンステストを行っている割合は、4割に満たない。

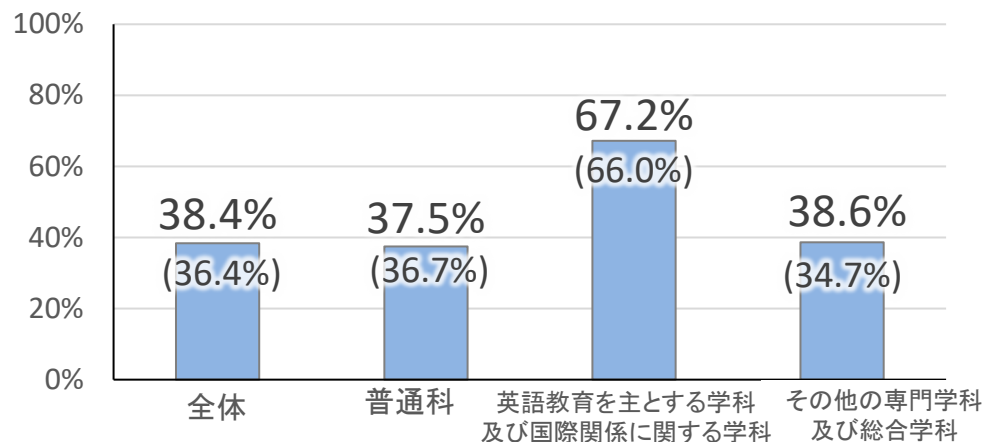
【小学校】



【中学校】



【高等学校】

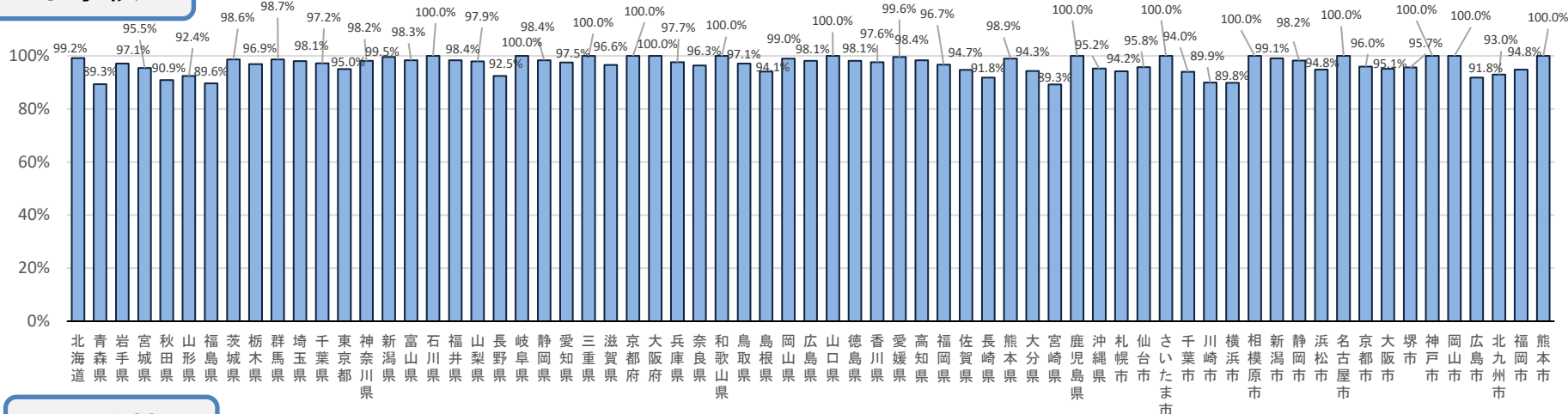


※ () 内は、一昨年度 (令和元年度) の値。

パフォーマンステストの実施状況(都道府県・指定都市別)

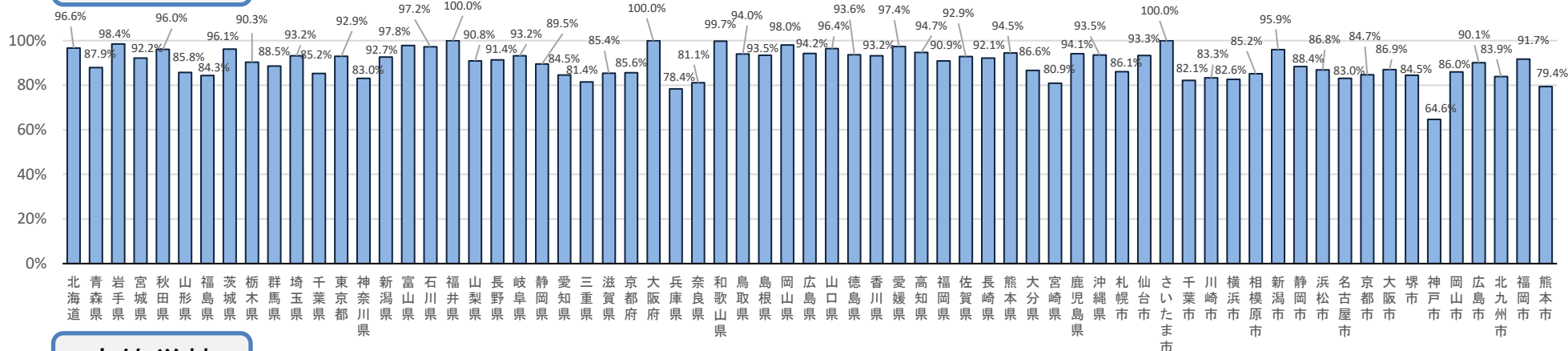
小学校

パフォーマンステスト「話すこと」を実施している割合〔第5・6学年〕〔欠学年のある学校を除く〕



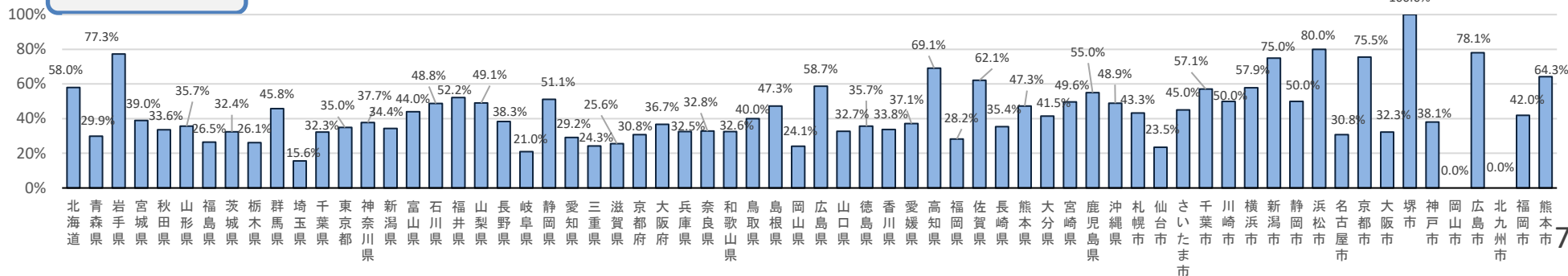
中学校

パフォーマンステスト「話すこと」「書くこと」の両方を実施している割合〔全学年〕



高等学校

パフォーマンステスト「話すこと」「書くこと」の両方を実施している割合〔全学科〕



「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の設定状況

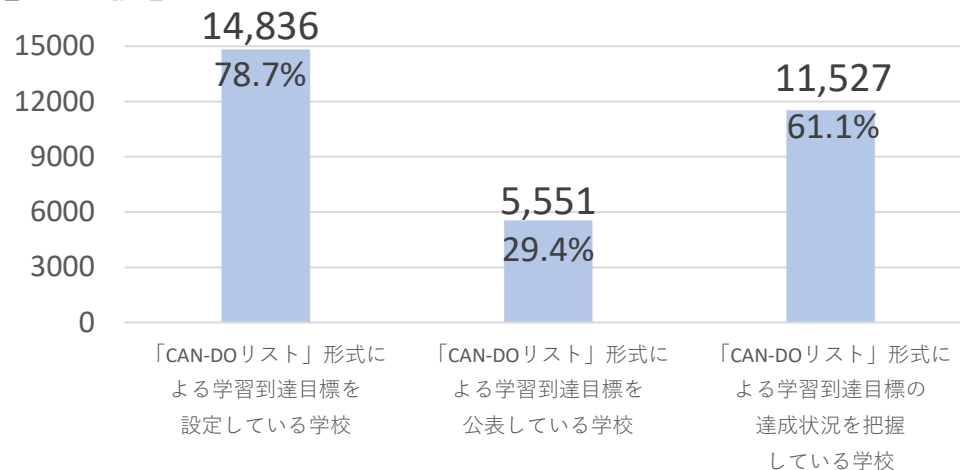
【小学校】

○「外国語を使って何ができるようになるか」という観点（「CAN-DOリスト」形式）による学習到達目標を設定している割合は78.7%。

【中学校・高等学校】

○「外国語を使って何ができるようになるか」という観点（「CAN-DOリスト」形式）による学習到達目標を設定している中学校、高等学校の割合は9割を超えている。「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の達成状況を把握している学校は、中学校において一昨年度から大きく上昇し67.5%となった。

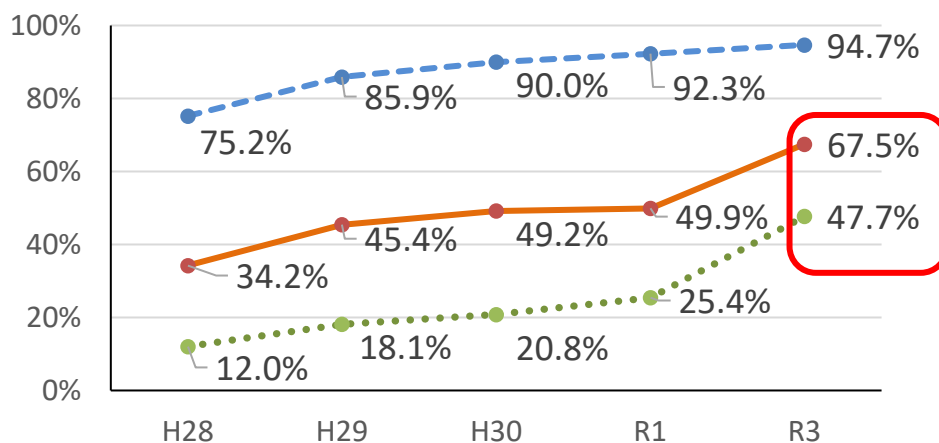
【小学校】



※新学習指導要領では、外国語科の目標を各領域（聞くこと・読むこと・話すこと[やり取り]・話すこと[発表]・書くこと）ごとに「何ができるようになるか」という観点で設定していることを踏まえ、CAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定と学習評価への活用等を普及する必要がある。

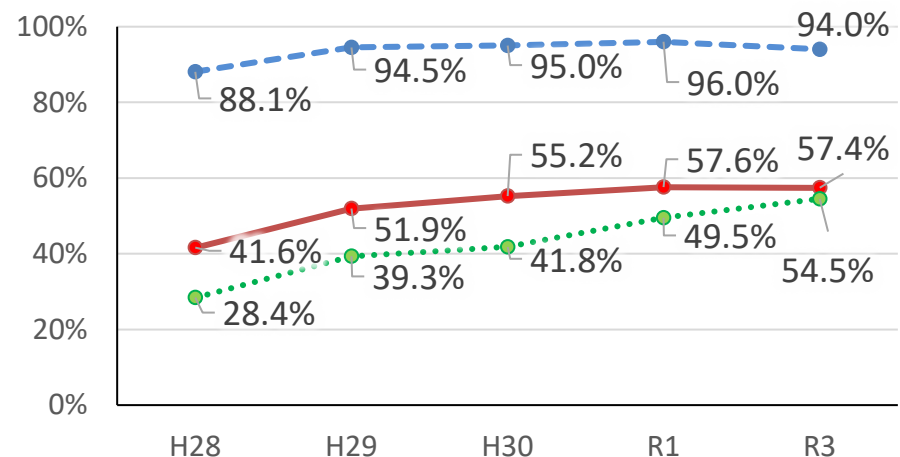
- 「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を設定している学校の割合
- 「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の達成状況を把握している学校の割合
- 「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を公表している学校の割合

【中学校】



【高等学校】

※高等学校においては全学科数を分母に割合を計算



英語担当教師の英語使用状況(中学校・高等学校)

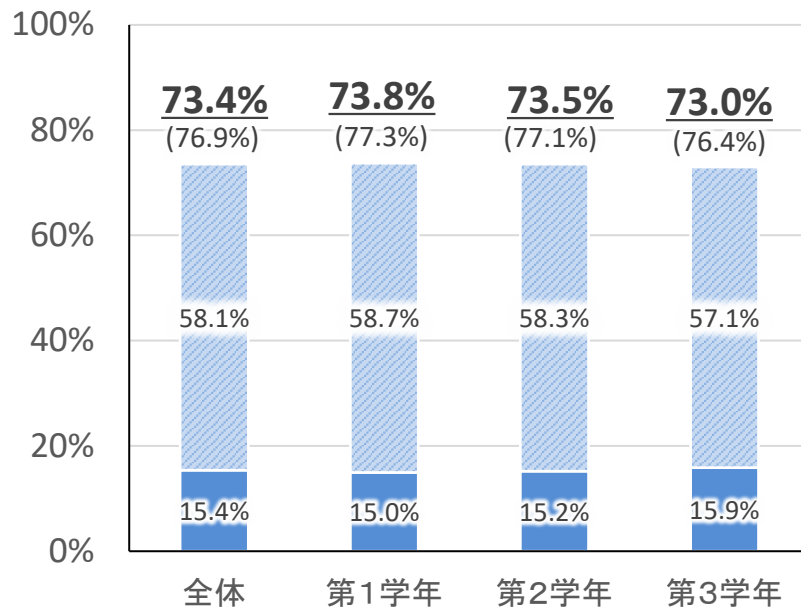
- 新学習指導要領では、授業を英語を使った実際のコミュニケーションの場面とするため、中学校・高等学校とも「授業は英語で行うことを基本とする」としている。
- 授業中に「発話をおおむね英語で行っている」または「発話の半分以上を英語で行っている」と回答した英語担当教師の割合は、中学校の全体で3.5ポイント、高等学校の全体で6.4ポイント減少した。
- 中学校で7割以上行われていた英語担当教師の英語使用が、高等学校において5割程度に下がる。

(※参考) 中学校学習指導要領第2章第9節 外国語3 指導計画の作成と内容の取扱い(1) 指導計画の作成上の配慮

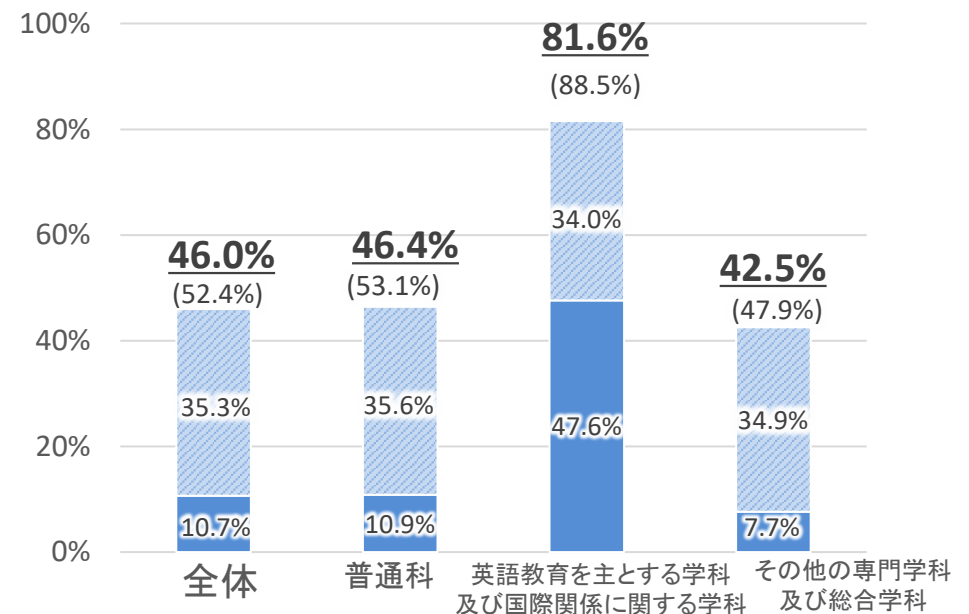
エ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

- 発話の半分以上を英語で行っている(50%程度以上~75%程度未満)
- 発話をおおむね英語で行っている(75%程度以上)

【中学校】



【高等学校】

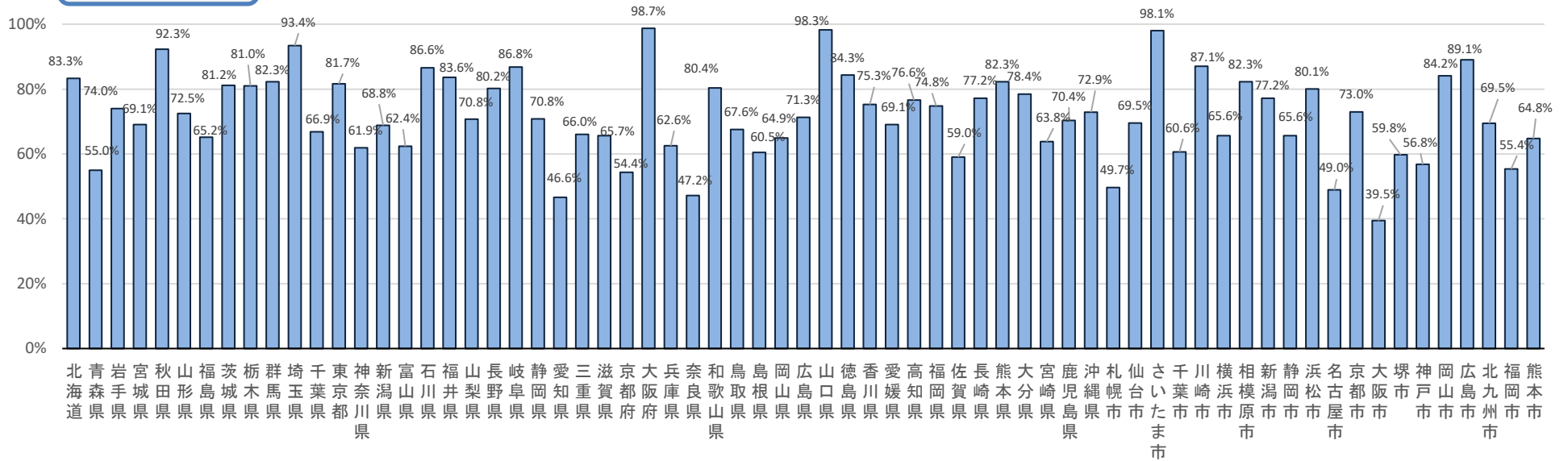


※割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。
 ※ () 内は、一昨年度(令和元年度)の値。

英語担当教師の英語使用状況(都道府県・指定都市別)

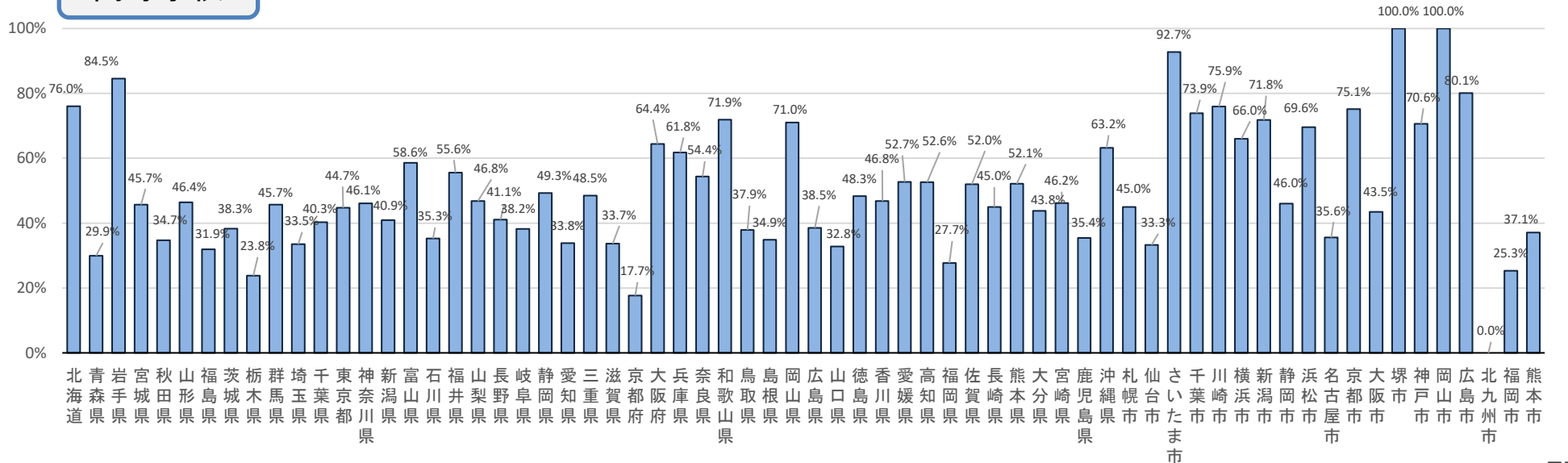
中学校

□ 発話をおおむね英語で行っている教師と発話の半分以上を英語で行っている教師の割合〔全学年〕



高等学校

□ 発話をおおむね英語で行っている教師と発話の半分以上を英語で行っている教師の割合〔全学科〕

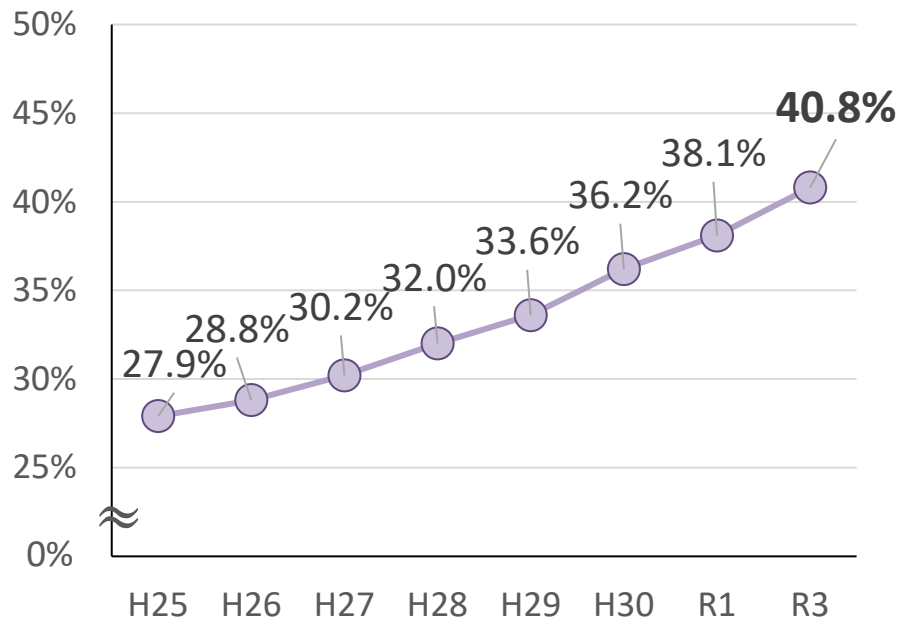


英語担当教師の英語力（中学校・高等学校）

○CEFR B2レベル（英検準1級）以上を取得している英語担当教師の割合は、中学校、高等学校ともに増加傾向にある。

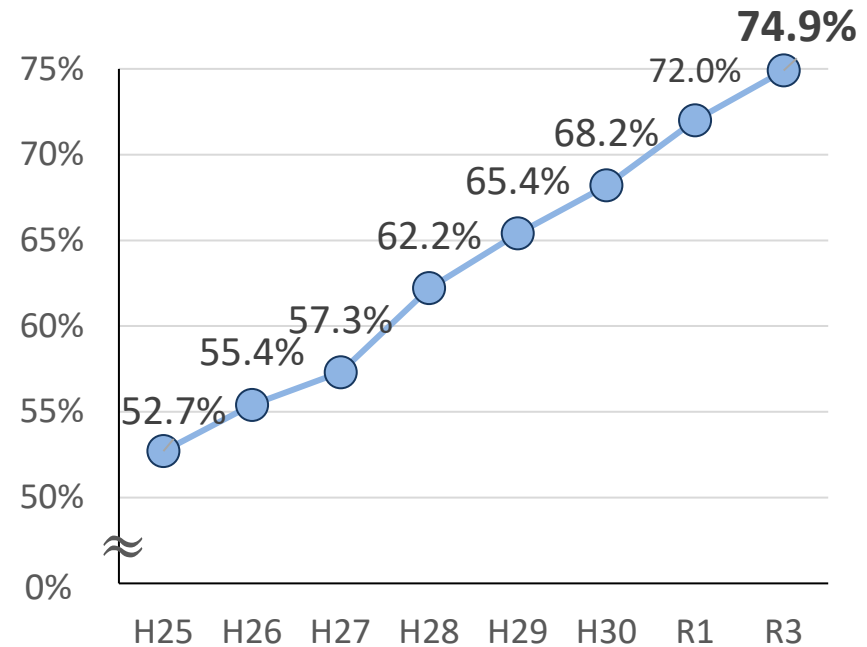
中学校 英語教師 （CEFR B2レベル以上）

●英語担当教師(※)のうち、CEFR B2レベル以上を取得している教師の割合



高等学校 英語教師 （CEFR B2レベル以上）

●英語担当教師(※)のうち、CEFR B2レベル以上を取得している教師の割合

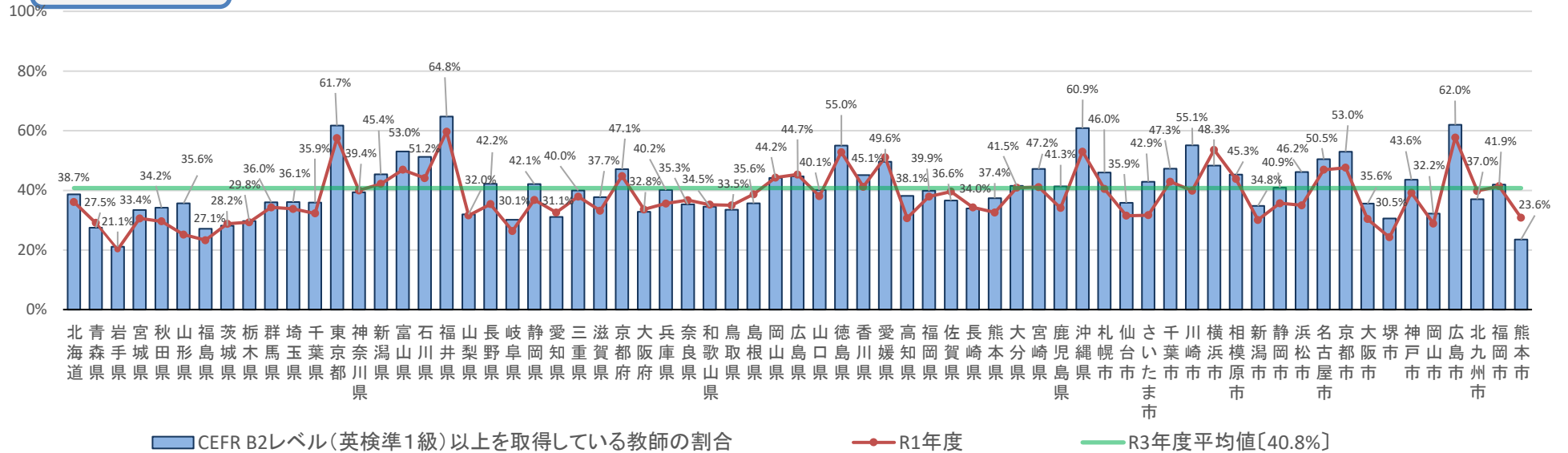


※「英語担当教師」とは、調査基準日時点において中学校に所属し、外国語（英語）の免許状（免許状の種類は問わない）を所有し、かつ英語の授業を担当している者（ただし、非常勤講師及び臨時的任用の者除く。）

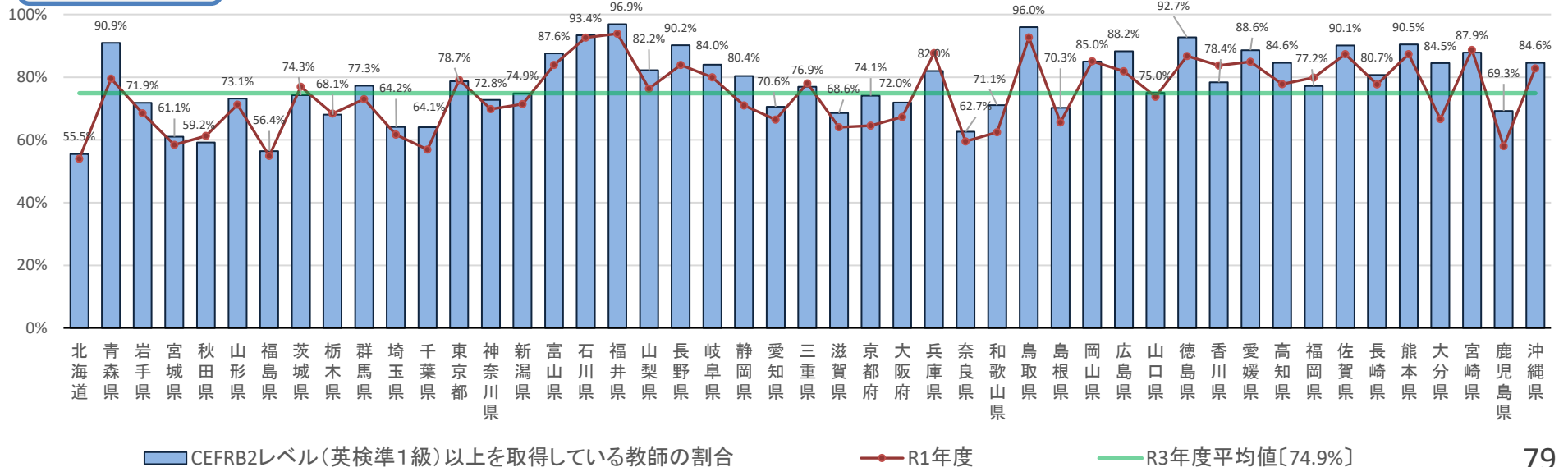
（参考）第2期教育振興基本計画では、英検準1級程度以上（CEFR B2レベル以上）を取得した英語担当教師の割合、中学校は50%以上、高等学校は75%以上を目標としていた。

英語担当教師の英語力(都道府県・指定都市別)

中学校



高等学校



外国語指導助手(ALT)等の活用人数

○新学習指導要領の目標では、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。ALT等の活用人数の純数（兼務を含まない）は一昨年度より582名増加している。

（参考）中学校学習指導要領第2章第9節 外国語

3 指導計画の作成と内容の取扱い（1）指導計画の作成上の配慮

キ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

校種/形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校	2,472人 (17.8%)	2,693人 (19.4%)	3,580人 (25.7%)	899人 (6.5%)	4,259人 (30.5%)	13,903人 [R1 13,326人]
中学校	2,570人 (30.8%)	1,538人 (18.4%)	2,755人 (32.9%)	499人 (6.0%)	1,002人 (12.0%)	8,364人 [R1 8,203人]
高等学校	1,619人 (58.3%)	522人 (18.8%)	357人 (12.9%)	94人 (3.4%)	184人 (6.6%)	2,776人 [R1 2,783人]

純計	4,897人 (24.2%)	3,667人 (18.1%)	5,452人 (26.9%)	1,186人 (5.9%)	5,047人 (24.9%)	20,249人 (100.0%)
R1年度純計	5,105人 (26.0%)	3,630人 (18.5%)	4,489人 (22.8%)	1,732人 (8.8%)	4,711人 (24.0%)	19,667人

※「小学校」「中学校」「高等学校」の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。

※「純計」欄は、小・中・高等学校の学校種間で兼務している場合に、重複を除いた。

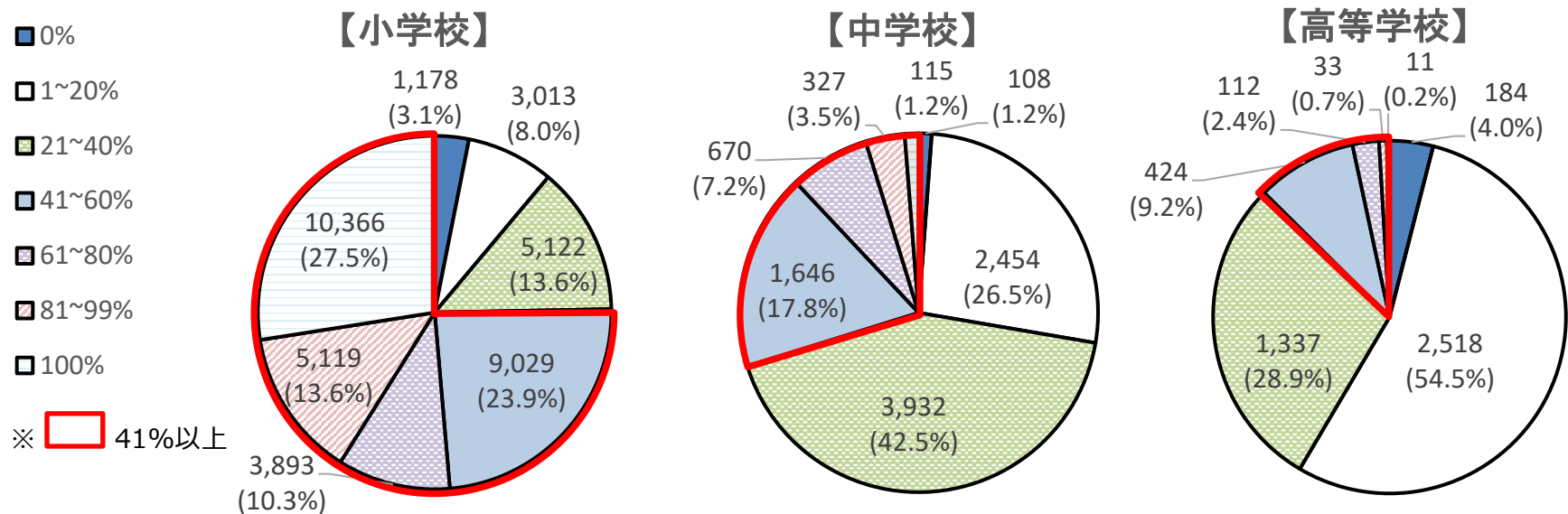
※「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材（日本人を含む。）の人数。

※（ ）内は、各項目の合計数に占める割合。

外国語指導助手（ALT）等の活用状況

- 外国語指導助手（ALT）を活用した時数の割合は、小学校ほど高く、学校種が上がるにつれて下がる傾向にある。授業時数の40%より多くALTを活用する割合は、小学校では7割以上だが、中学校では約3割、高等学校では約1割に留まる。
- 小・中・高等学校を通じてALTは幅広い活動に活用されているが、授業外での児童生徒との交流や、高等学校におけるパフォーマンステスト等の補助に一層の活用の余地がある。

ALTを授業で活用する時数の割合の分布



以下の活動にALTを活用した学校・学科の割合

	小学校	中学校	高等学校
教師とのやり取りを児童生徒に示す／やり取り・発表のモデル提示	98.3%	98.2%	94.0%
パフォーマンステスト等の補助	87.1%	95.9%	<u>79.4%</u>
児童生徒のやり取りの相手	98.4%	98.4%	94.0%
発音のモデル・発音指導	98.3%	97.6%	91.7%
児童生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック	87.1%	96.7%	91.2%
外国語（英語）の授業外での児童生徒との交流	<u>71.3%</u>	<u>78.3%</u>	<u>75.9%</u>

※小・中学校は全学校に占める割合、高等学校は全学科に占める割合。

ICT機器の活用状況

- ・新学習指導要領では、ICT等の活用により、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図ることが示されている。
- ・ICT機器を活用していると回答した割合は、全ての学校種で95%を超えており、多くの項目において上昇傾向にある。
- ・今後、児童生徒が、インターネットを活用し、遠隔地の児童生徒等と英語で交流する活動などに、更なるICT機器の活用が望まれる。

	小学校	中学校	高等学校
ICT機器の活用を行った学校の割合	99.9% (99.1%)	99.9% (96.6%)	97.4% (91.7%)
教師がデジタル教材等を活用した授業	99.7% (99.0%)	98.8% (92.4%)	94.6% (88.9%)
児童生徒がパソコン等を用いて発表や話すことにおけるやり取りをする活動	80.1% (41.4%)	86.2% (44.0%)	69.7% (47.4%)
児童生徒が発話や発音などを録音・録画する活動	54.7% (21.8%)	66.5% (36.6%)	49.7% (34.2%)
児童生徒がキーボード入力等で書く活動	54.4% (20.3%)	76.5% (23.7%)	57.2% (29.8%)
児童生徒が電子メールやSNSを用いたやり取りをする活動	3.1% (1.5%)	8.1% (3.7%)	18.8% (9.0%)
児童生徒が遠隔地の児童生徒等と英語で話をして交流する活動	8.6% (3.0%)	7.7% (3.2%)	15.9% (5.9%)
遠隔地の教師やALT等とチーム・ティーチングを行う授業	6.5% (2.8%)	6.9% (4.0%)	12.0% (6.3%)
児童生徒が遠隔地の英語に堪能な人と個別に会話を行う活動	3.8% (2.0%)	5.2% (2.8%)	11.9% (5.8%)

具体的な活用内容

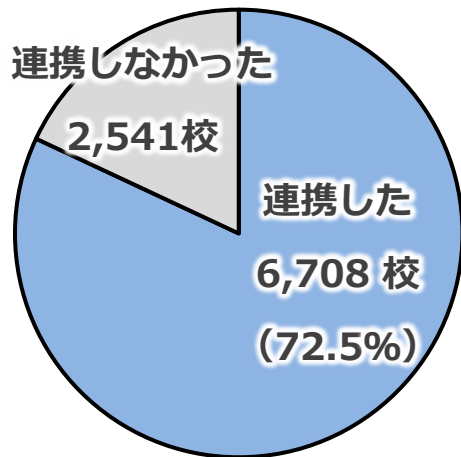
※ () 内は、一昨年度（令和元年度）の値。

※全ての割合について、「ICT機器を活用した学校数」を分子、全学校数を分母として計算。

小学校・中学校・高等学校の連携に関する状況

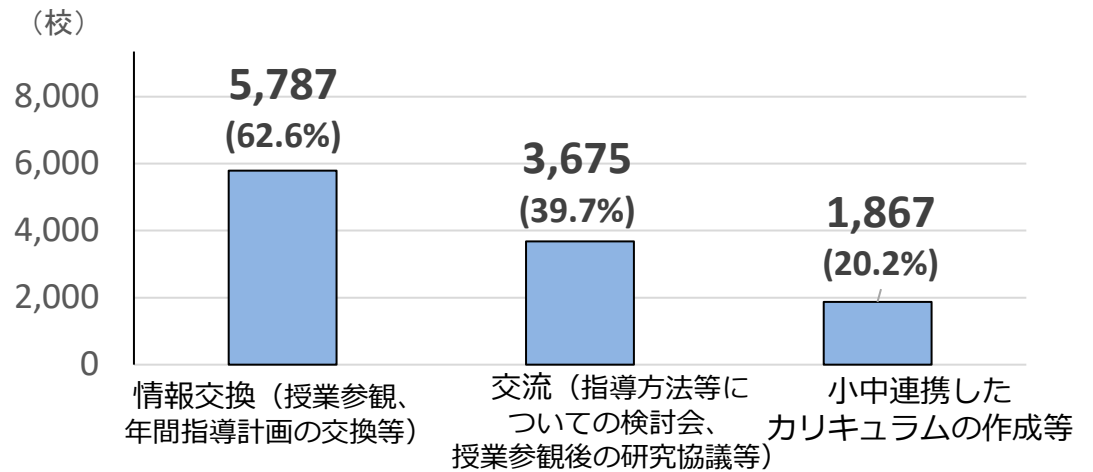
○小学校との連携に取り組んでいる中学校の割合は72.5%であり、未だに全学校には至っていない。地域によって、大きな差がある。

小学校との連携に取り組んでいる中学校



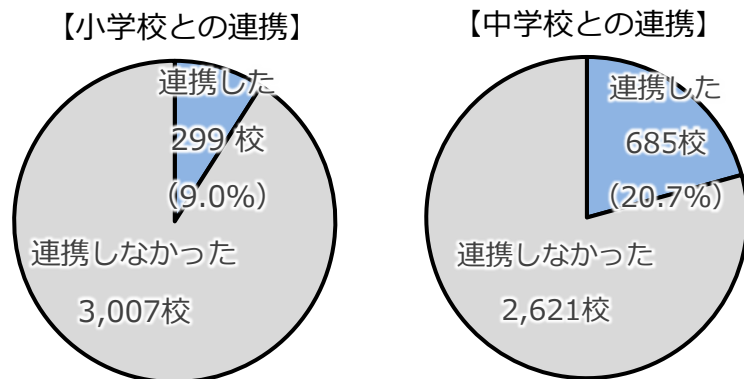
※全体数は、調査対象の中学校9,249校。

【中学校と小学校との連携の形態】



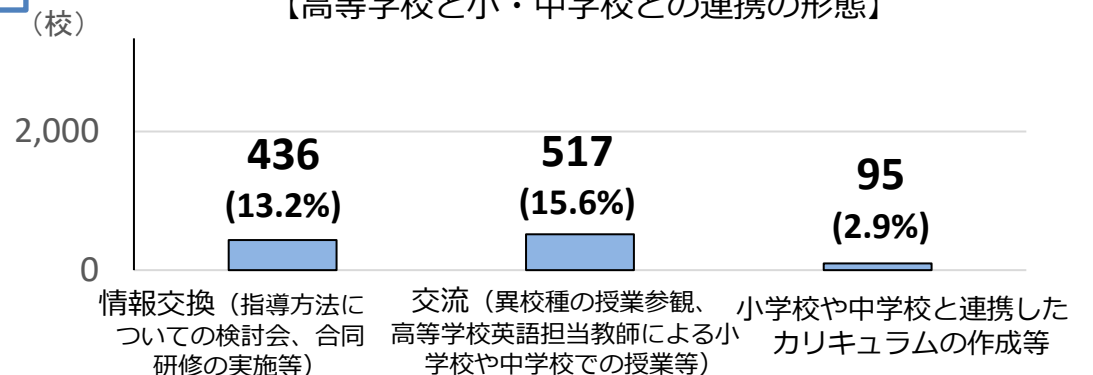
※全学校数を分母として割合を計算。

小・中学校との連携に取り組んでいる高等学校



※全体数は、調査対象の高等学校3,306校。

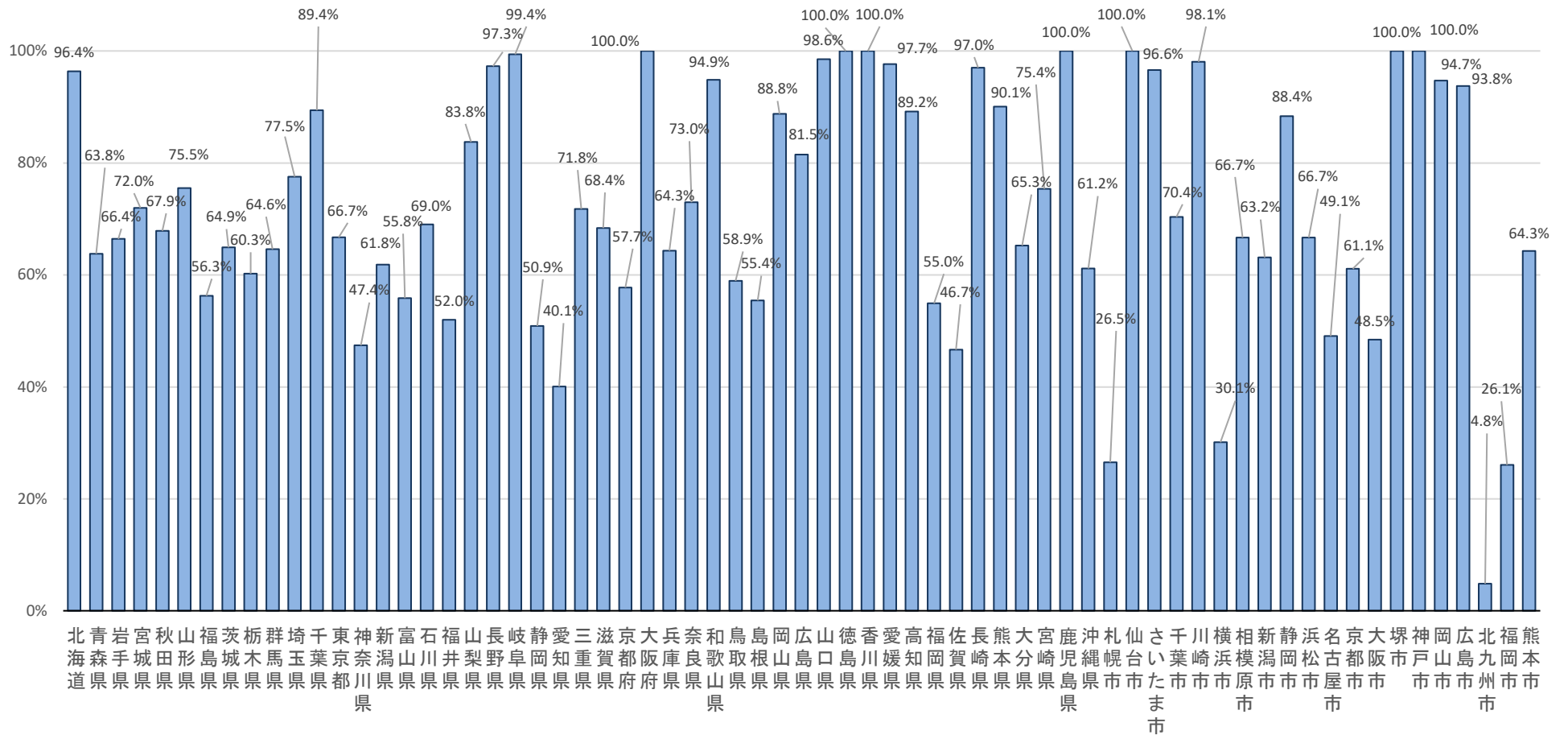
【高等学校と小・中学校との連携の形態】



※全学校数を分母として割合を計算。

小・中連携の状況

小学校と連携している中学校の割合



生徒の英語力向上に向けた分析

- 生徒の英語力向上には、相関分析や回帰分析の結果、中学校、高等学校のいずれにおいても、「**生徒の英語による言語活動時間**」「**英語教師の英語力**」の2つの要素が影響を与えている。
- 中学校では「パソコン等の活用」、高等学校では「CAN-DOリストの活用」「中高連携」なども影響。
- 「**教師の英語使用割合**」が高いほど、「生徒の英語による言語活動時間」の割合も高くなる。
- ⇒「英語力のある教師によるコミュニケーション重視の指導（あるいは文法とコミュニケーションの両者を統合した指導）」と「活発な英語による言語活動」が、生徒の英語力の向上に必要。

生徒の英語力と各項目の相関

	「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の達成状況を把握している割合	生徒の英語言語活動時間が50%以上の割合	スピーキングテスト・ライティングテスト両方実施している割合	CEFR B2レベル以上を取得している英語担当教師の割合	発話の半分以上を英語で行っている英語教師の割合	1校あたりのALT数	英語教育に関する小中連携/中高連携を実施した割合	小中連携でカリキュラム作成をした割合	生徒がパソコン等を用いて発表や話すことにおけるやり取りを積極的にしている割合
中学校	0.224	0.383**	0.226	0.265*	0.326**	0.156	0.045	0.322**	0.315**
高等学校	0.406**	0.359*	0.166	0.298*	0.220	0.295*	0.181	0.071	0.298*

**、1%水準で有意（両側） *、5%水準で有意（両側）。

生徒の英語力を目的変数とした回帰分析（抜粋）

中学校（都道府県・指定都市別）

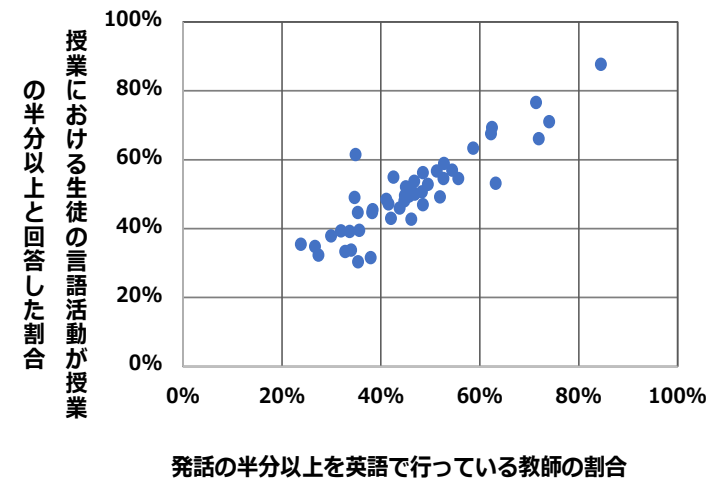
	係数	標準化係数
生徒の英語による言語活動時間が50%以上の割合	0.348 ***	0.37
CEFR B2レベル以上を取得している英語担当教師の割合	0.246 **	0.23
生徒がパソコン等を用いて発表や話すことにおけるやり取りを積極的にしている割合	0.197 **	0.23

高等学校（都道府県別）

	係数	標準化係数
生徒の英語による言語活動時間が50%以上の割合	0.109 *	0.25
「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の達成状況を把握している割合	0.066 *	0.24
CEFR B2レベル以上を取得している英語担当教師の割合	0.200 **	0.41
英語教育に関する中高連携を実施した割合	0.075 *	0.23

***は1%水準で有意、**は5%水準で有意、*は10%水準で有意

「教師の英語使用割合（横）」と「生徒の英語による言語活動時間（縦）」の関係（下記は高等学校の例）



英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて（アクションプラン）

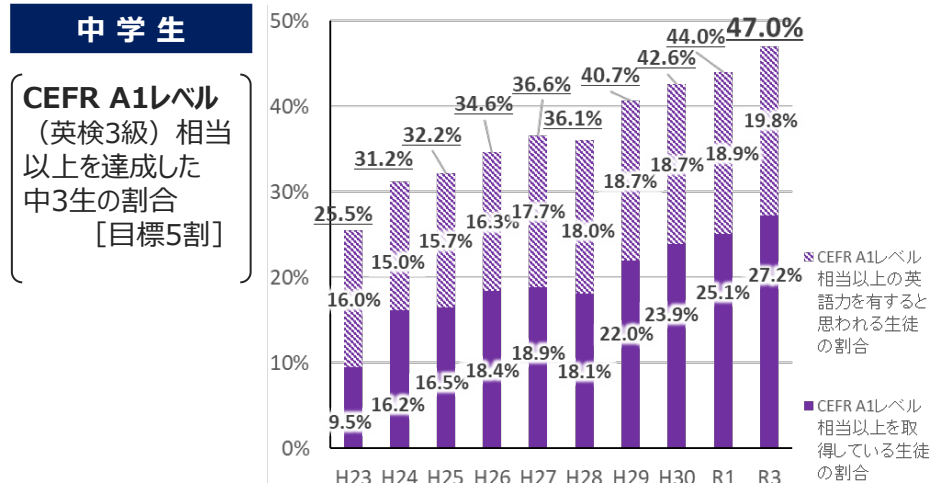
「グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、**自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成**が求められている。」

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（平成28年12月21日中央教育審議会答申）

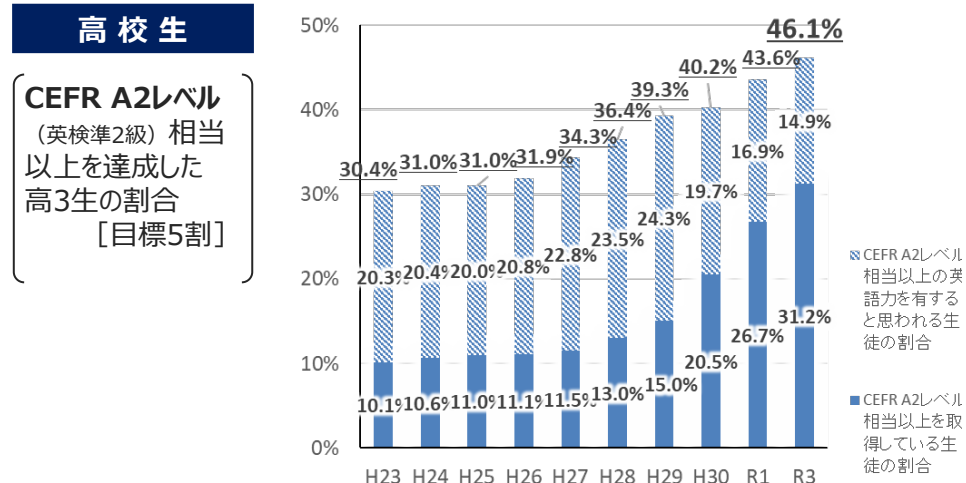
しかし、様々なデータから、英語力や対外発信に関する課題が示されている

関係データ①

✓ **中学生・高校生の英語力は年々着実に向上するも第3期教育振興基本計画（～R4年度）の目標値は未達。地域差も顕著。**



※全都道府県・政令市のうち20の自治体が「5割」の目標を達成（最高：85.8%）
一方、12の自治体で4割を下回る結果（最低：31.9%）

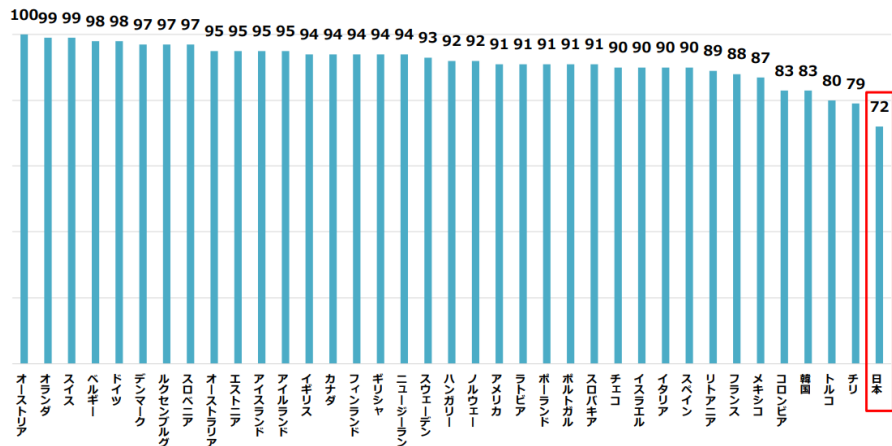


※全都道府県のうち8都県が「5割」の目標を達成（最高：59.6%）
一方、4県で4割を下回る結果（最低：36.3%）

関係データ②

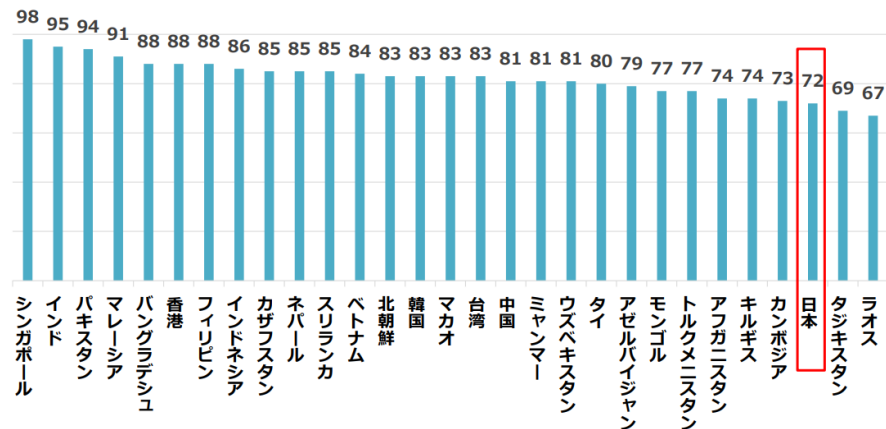
✓ 各国における受験者数や受験者層は異なるため、スコア差が各国の英語力差をそのまま表しているわけではないことに留意が必要ではあるが、各種の英語資格・検定試験において、**我が国の平均スコアは諸外国の中で最下位クラス。**

TOEFL iBT®の合計スコア平均 (OECD加盟国)



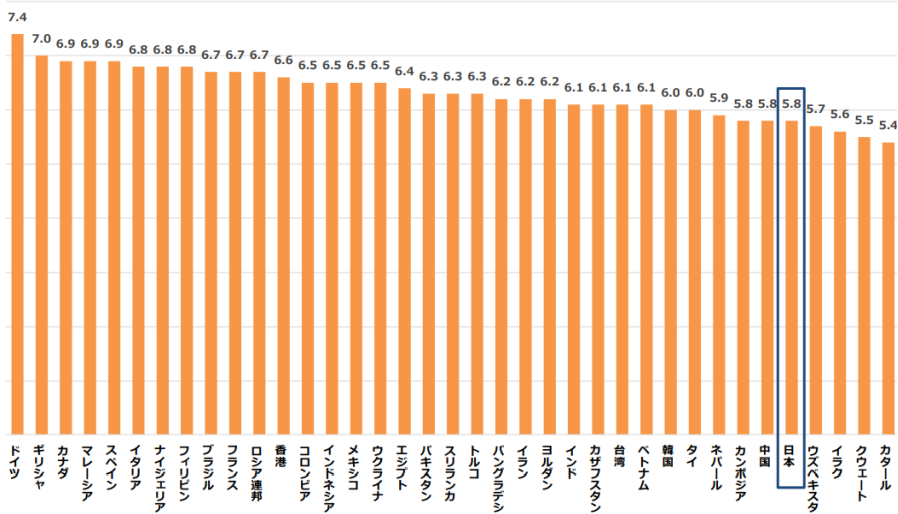
※各国の受験者数は非公表
※各国における受験者数や受験者層は異なるため、スコア差が各国における英語能力差をそのまま表しているわけではないことに注意

TOEFL iBT®の合計スコア平均 (アジア)



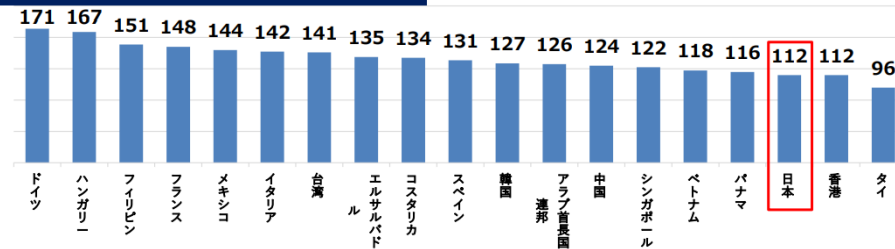
※CEFRとTOEFL iBT®との関係：C1;120-95 B2;94-72 B1;71-42 ※ TOEFL iBT®の満点は120
【出典】TOEFL iBT® Test and Score Data Summary 2019を基に大学振興課で作成

IELTS™の合計スコア平均

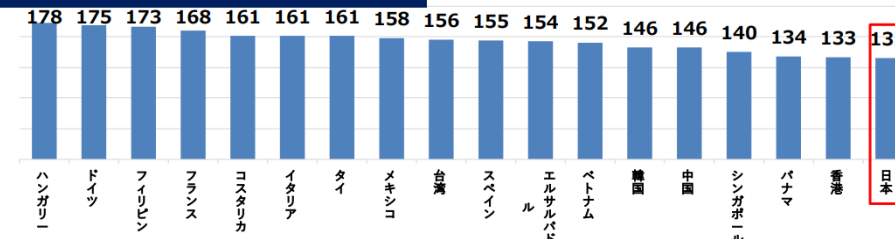


※受験者数が上位40の国（各国の受験者数は非公表）
※各国の受験者数や受験者層は異なるため、スコア差が各国における英語能力差をそのまま表しているわけではないことに注意
※CEFRとIELTS™との関係：C2;9.0-8.5 C1;8.0-7.0 B2;6.5-5.5 B1;5.0-4.0 ※ IELTS™の満点は9.0
【出典】IELTS™ Test taker performance 2019を基に大学振興課で作成

TOEIC® Speaking Test スコア平均



TOEIC® Writing Test スコア平均



※受験者数が50名以上の国（各国の受験者数は非公表）
※各国の受験者数や受験者層は異なるため、スコア差が各国における英語能力差をそのまま表しているわけではないことに注意
※CEFRとTOEIC Speaking & Writing Testsとの関係：C1;180~ B2;150~ B1;120~ A2; S90~ W70~ A1; S50~ W30~ ※ TOEIC S & Wの満点は各200
【出典】2019 Report on Test Takers Worldwide: TOEIC Speaking & Writing Tests を基に大学振興課で作成

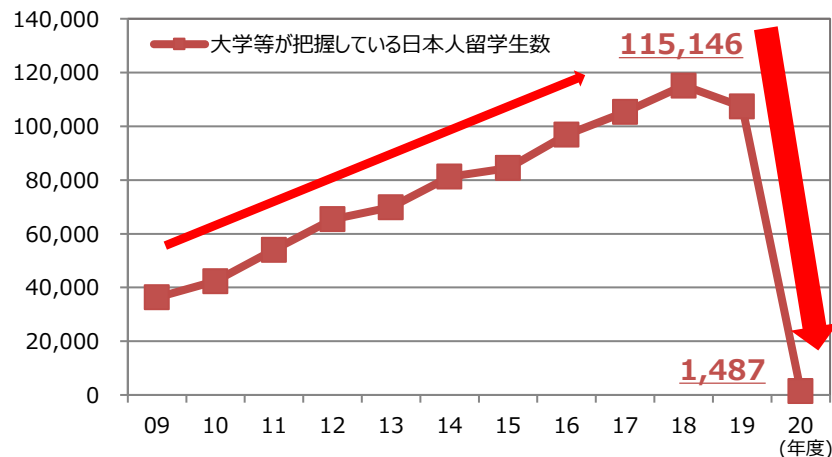
関係データ③

✓ 大学が把握している日本人学生の留學生数はコロナ禍において著しく減少。新入社員の「内向き志向」を示すデータもある。

海外で働きたいと思わない新入社員が増えている。

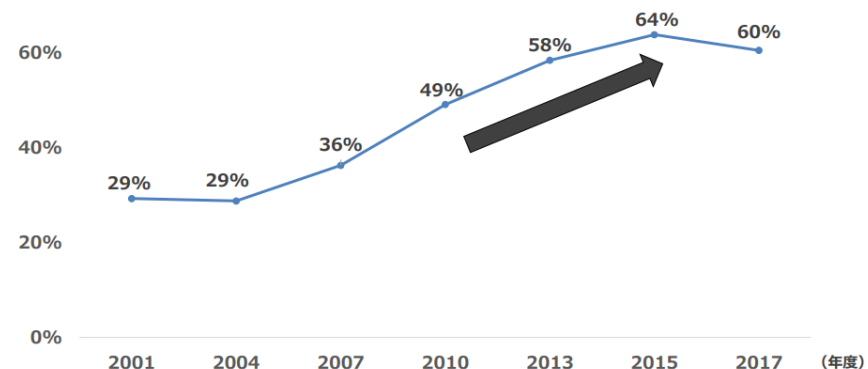
日本人留學生数の推移

(人) 2018年度11.5万人 ⇒ 2020年度約1,500人 (98.6%減)



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」
 ※大学間交流協定等に基づく日本人留學生数、及び大学間交流協定等に基づかない日本人留學生数の合計

「海外で働きたいと思わない新入社員」の推移



(注) 4月に新卒採用された18歳から26歳までの新入社員を対象。

(出所) 産業能率大学「新入社員のグローバル意識調査」を基に経済産業省が作成。

経済産業省 未来人材会議中間とりまとめ (令和4年5月) より

こうした中、様々な提言や政策文書において、英語教育の改善に関する方針が打ち出されている。

大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）

◆ 高校、大学における英語教育や大学入試における英語力の評価について、以下のように課題と提言を整理。

高等学校

- 学校現場の実態はコミュニケーション重視の授業に向かって改善されているが、**取組状況の地域差や学校差**が大きい。
→ **ICTの活用**を含む効果的な指導方法の普及、**ALT・英語の堪能な外部人材**の登用の一層の促進、**パフォーマンステスト**の実施回数・質のばらつき
の解消、**教科外における英語での発信・交流機会**の拡充 等

大学入試

- **大学入試が「読むこと」や文法等の知識を問うことが多い**ため、入試が近づくほどに、こうした分野に**学習が偏るとの指摘**。
- 「話すこと」「書くこと」を含む**総合的な英語力**は、各大学の実情やアドミッション・ポリシーを踏まえ、**実現可能な方法で適切に評価**されることが望ましい。
→ **資格・検定試験の活用**や**総合的な英語力試験**の実施状況の**実態調査・可視化**、入試における**優れた取組へのインセンティブ付与** 等

大学入学後

- 初等中等教育を通じて培い、受験準備でも伸長を求めた**英語力**が、**大学入学後の教育で必ずしも十分に伸ばせていない可能性**。
- **英語力について、三つのポリシー**（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）への**位置付けが不十分な実態**。
→ **社会が必要とする英語力の水準の可視化** 等

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）

“（7）知識と知恵を得る初等中等教育の充実

初等中等教育段階から、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や、STEAM教育、ものづくり教育、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育、自然への興味関心を育む体験活動などの充実を図るとともに、**英語教育を強化する”**

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

“1人1台端末環境を前提として、自分のペースで試行錯誤できる**「個別最適な学び」と「協働的な学び」**の具体化を早急に実現”

“教育DXと連動した**教育のハード・ソフト・人材の一体的改革**⁽³⁴⁾を…推進”

(34) …デジタル教科書の普及促進や民間教育が生み出したEdTechの活用促進、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進、外部人材の柔軟な確保・活用を含む教師が安心して本務に集中できる環境づくりや研修高度化を含む教師の資質向上等。

教育振興基本計画関連事項

中高生の英語力に関する新たな目標値の設定

- 現行の第3期教育振興基本計画は本年度が最終年度。
- **中高生の英語力は、全体としては、目標とするレベルを達成した生徒の割合が着実に向上しているが、地域差が顕著。**



- 次期計画において、現行の目標の確実な達成を目指すことに加え、**全都道府県・政令市で一定割合（例：5割）の達成を目指すこと**を検討。
 - **高校について、特にグローバルに活躍する層を対象として新たな目標を設定**することも検討。
- ※ 現在開催中の中教審教育振興基本計画部会での議論を経て結論を得る

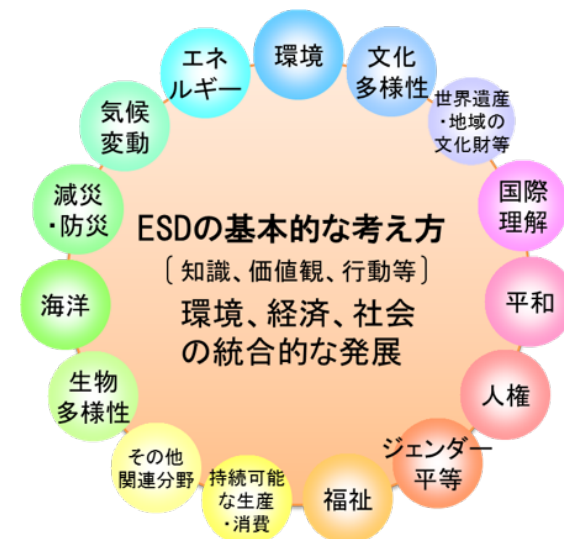
ESDについて

持続可能な開発のための教育(ESD)について

ESD: Education for Sustainable Development

持続可能な開発のための教育(ESD)とは…

- ◆ 持続可能な社会の創り手を育むため、
 - ①現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、
 - ②その解決に向け自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、
 - ③新たな価値観や行動等の変容をもたらす
ための教育。
- ◆ 国際理解、環境、文化多様性、人権、平和等の個別分野を、持続可能な開発の観点から統合させ、分野横断的に行われるもの。



ESDに関する最近の国際的な動き（SDGsとの関係等）

2002年：日本が初めてESDを提唱。

→ 2005年以降、国際連合の専門機関であるユネスコ（国際連合教育科学文化機関）を主導機関として、ESDは国際的に推進。

2014年：ESD世界会議を国内（愛知県・名古屋市/岡山市）で開催。

2015年：国連においてSDGsが採択。

2019年：「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが、国連総会において採択。

→ 持続可能な開発のための教育（ESD）は…（中略）…質の高い教育に関する持続可能な開発目標（SDG4）に不可欠な要素であり、その他全ての持続可能な開発目標（全てのSDGs）の成功の鍵である。

2021年：ESD世界会議をキックオフとして「ESD for 2030」が本格始動。

第2期ESD国内実施計画

- オールジャパンで我が国のESDを推進するとともに、世界のESDをリードしていくために、関係省庁が連携し、ESD国内実施計画を策定。
- 次期計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化。ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラル、AI・DXの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成。
- ESD実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組を記載（具体的には以下のとおり）。



経緯

- ESD（持続可能な開発のための教育）は、2002年に我が国が初めて提唱。その後、ユネスコを主導機関として国際的に推進。
- 2014年、ESD世界会議を国内（愛知県・名古屋市/岡山市）において開催。
- 2015年、国連においてSDGsが採択。
- SDGsの全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが国連総会において採択。
- 2021年5月、ESD世界会議をキックオフとして「ESD for 2030」が本格始動。

1. ESDを実践するために多様なステークホルダーを巻き込む

- 政府は「ユネスコ未来共創プラットフォーム」や「ESD推進ネットワーク」等を活用し、自治体、NGO/NPO、企業、研究・教育機関等をつなぐ重層的なネットワークを強化。
- 国内のみならず国際的にも情報発信を強化し、連携を図る。

2. ステークホルダーごとの具体的な取組を5つの優先行動分野別に記載



1. 政策の推進

- ・SDGs 関連政策へのESDの反映
- ・教育政策へのESDの位置付け
- ・地球規模課題に係る施策におけるESDの実施等について記載。



2. 学習環境の変革

- ・学習指導要領に基づくESDの実施
- ・ICT化を通じた学習環境の充実
- ・機関包括型アプローチの推進に向けたネットワークの形成・強化等について記載。



3. 教育者の能力構築

- ・教員等に対する研修等
- ・ESD推進の手引の作成・活用
- ・各機関においてESDを実践する者の育成等について記載。



4. ユースのエンパワーメントと参加の奨励

- ・ユース同士のコミュニティづくり
- ・国際的な議論にユースが参加できる環境づくり
- ・青少年の交流の推進等について記載。



5. 地域レベルでの活動の促進

- ・ESDによるローカルSDGsの推進
- ・全国的なESD支援のためのネットワーク機能の発揮等について記載。

ESDは、すべての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第3期教育振興基本計画にもESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられている。

小中学校新学習指導要領(平成29年3月公示)

【前文】

これからの学校には、(中略)一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるようにする**ことが求められる。

【第1章 総則】

第1 小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割

3 (前略)豊かな創造性を備え**持続可能な社会の創り手となることが期待される**児童(生徒)に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、…総合的な学習の時間及び特別活動…の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのか明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。

第三期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

〈主として初等中等教育段階における〉

我が国が**ESDの推進拠点と位置付けているユネスコスクール**の活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、(中略)**ESDの実践・普及**や学校間の交流を促進するとともに、**ESDの深化**を図る。これらの取組を通して、**持続可能な社会づくりの担い手を育む**。

〈主として高等教育段階における〉

地域の多様な関係者の協働による**ESDの実践を促進**するとともに、学際的な取組などを通じてSDGsの達成に資するような**ESDの深化**を図る。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた**持続可能な社会づくりの担い手を育む**。



「持続可能な開発のための教育(ESD)推進のための手引」 (令和3年5月改訂版)



この手引について

手引はこちら

- 学校現場でESDを広めるには、実施する教員や教務担当が具体的なカリキュラムの組み立てや地域との関係づくりを理解することが必須。こうした手法をステップバイステップで解説する手引きを作成。教員向け研修等で広く活用するもの。
- タイミングとしては、昨年度からESDの理念を盛り込んだ改訂学習指導要領が段階的に実施。国際的にも2021年5月に開催されたESD世界会議をキックオフとして、「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが本格始動。
- こうした学習指導要領の改訂や国際的な動向等も踏まえて、令和3年5月に「持続可能な開発のための教育(ESD)推進のための手引」を改訂。

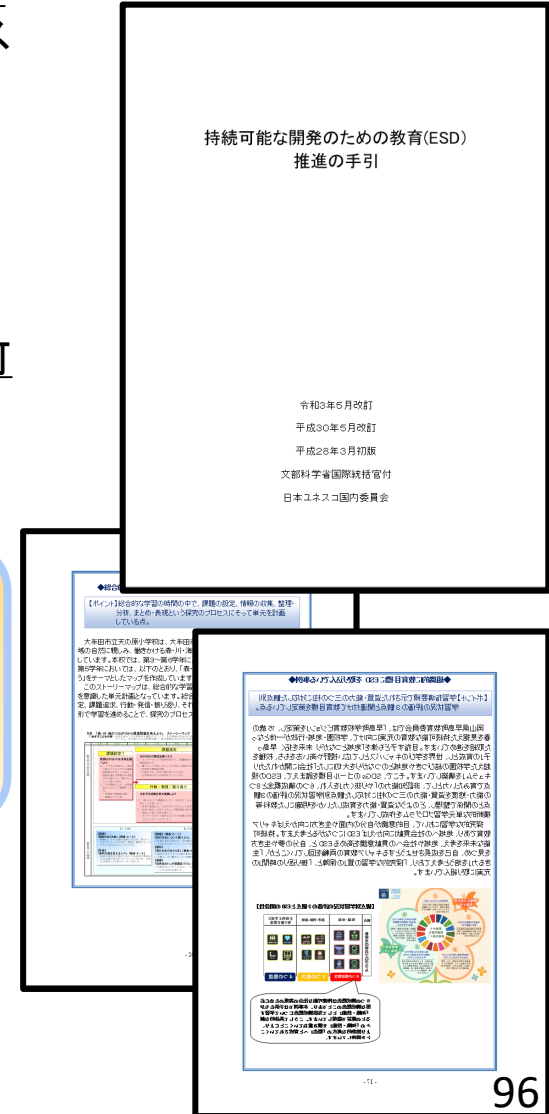
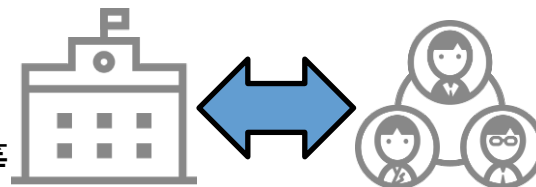
改訂のポイント

- ESD実践のポイントとして、ESD実践のためのカリキュラム・デザインや、学校内外での連携方法の促進について、内容を充実。
- 各学校等においてESDの実践が進むよう、具体的な取組事例の記載を充実。

学校と多様なステークホルダーが連携しながら、学校教育におけるESDの実践が進むよう、各学校を中心に活用いただく。

主な活用先

各小・中・高等学校
大学や社会教育機関等の多様なステークホルダー 等



持続可能な開発のための教育(ESD)推進のための手引

(令和3年5月改訂版) P38抜粋資料

◆「現代社会」の学習内容を基盤としつつ学校設定科目「ESD」を設置した例◆

【ポイント】文部科学省の事業であるスーパーサイエンスハイスクール(SSH)の制度を活用してESDに取り組んでいる点。

神戸大学附属中等教育学校は、2020年度にスーパーサイエンスハイスクール(SSH)の指定を受け、「生涯を通じて新たな価値を創造し続ける文理融合型人材の育成—Education for 2070—」を研究開発課題として掲げています。そのなかで、持続可能な開発のための科学技術イノベーション(STI4SD)の素養を身に付けるために領域協働的な学びの実現を目指しています。

とりわけ、4年生(高校1年生相当)において学校設定科目「ESD」を設置し、従来の現代社会的な枠組みを基本としつつ、学際的な学びを構築することで、「持続可能な社会」における新たな価値について考えることができる授業実践およびカリキュラムの構築を行っています。

2020年度(初年度)の授業実践およびカリキュラムの概要

	単元名	主な学習内容など(□学習内容■議論)
①	国際政治	□国際主権と国際法／国際連合の役割と課題／MDGsからSDGsへ ■日本の常任理事国入りの是非について議論する
②	資源エネルギー問題と持続可能な社会	□資源エネルギーに関する基礎／原子力発電とその課題／新エネルギー ■高レベル放射性廃棄物処分場の立地負担と将来世代の負担の公平性について議論する(北海道寿都町の事例をふまえて)
③	国際経済	□グローバルな貿易と国際収支／国際通貨制度 ■グローバルな経済的結びつきをいかに構築するか(FTAやEPA, TPPなど)
④	科学技術と倫理	□科学技術とELSI(倫理的・法的・社会的課題)／科学技術と倫理・法／持続可能な社会への科学技術 ■自分たちの未来をAIに任せるか(レポートを含む)
⑤	現代に生きる哲学・倫理	□古代の哲学者に学ぶ／無知のヴェールを援用した持続可能な社会像(思考実験的授業)／GAFAが創り出した世界秩序 ■「哲学する」とはどういうことか／「分配の正義」の観点から難民問題を読み解く

97

ワークシートおよびSSH第1年次報告書の内容をもとに作成

ESD推進拠点としてのユネスコスクール

ユネスコスクールとは？

- ユネスコが加盟承認を行う、**ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校。**
- 現在、世界182の国・地域で11,500校以上。
- 日本国内の加盟校数は1,120校(2019年11月現在)で**世界最多**。
- 令和3年度から「ユネスコスクール・キャンディデート」制度、令和4年度からレビュー制度を開始。

ユネスコスクール(ユネスコスクール・キャンディデート)数

(単位:校、ユネスコスクール:令和元(2019)年11月現在、ユネスコスクール・キャンディデート:令和4(2022)年1月現在)

日本全国 1120 (97)※

幼稚園 21	小学校 554 (31)	中学校 279 (19)
中高一貫校等 60 (10)	高等学校 156 (22)	大学 5
高等専門学校 1	特別支援学校 12(1)	その他 32 (14)

北海道・東北地区 162 (7)※

幼稚園 8	小学校 77	中学校 42 (2)
中高一貫校等 4 (1)	高等学校 25 (3)	大学 1
高等専門学校 0	特別支援学校 1	その他 4 (1)

北陸地区 119 (2)※

幼稚園 0	小学校 84 (2)	中学校 32
中高一貫校等 0	高等学校 2	大学 0
高等専門学校 1	特別支援学校 0	その他 0

中国・四国地区 178 (24)※

幼稚園 1	小学校 92 (9)	中学校 39 (8)
中高一貫校等 9 (2)	高等学校 32 (3)	大学 0
高等専門学校 0	特別支援学校 2	その他 3 (2)

関東地区 173 (29)※

幼稚園 2	小学校 75 (12)	中学校 38 (4)
中高一貫校等 26 (4)	高等学校 22 (6)	大学 1
高等専門学校 0	特別支援学校 2	その他 7 (3)

中部地区 278 (17)※

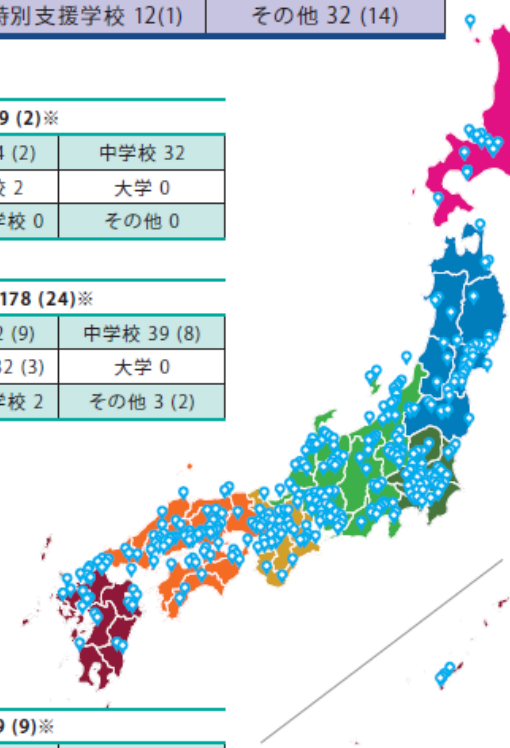
幼稚園 5	小学校 142 (6)	中学校 80 (2)
中高一貫校等 8 (1)	高等学校 30 (2)	大学 1
高等専門学校 0	特別支援学校 6 (1)	その他 6 (5)

近畿地区 141 (9)※

幼稚園 5	小学校 52 (1)	中学校 26 (1)
中高一貫校等 13 (2)	高等学校 33 (5)	大学 2
高等専門学校 0	特別支援学校 0	その他 10

九州地区 69 (9)※

幼稚園 0	小学校 32 (1)	中学校 22 (2)
中高一貫校等 0 (2)	高等学校 12 (1)	大学 0
高等専門学校 0	特別支援学校 1	その他 2 (3)



※()内の数はユネスコスクール・キャンディデートの数(外数)。内訳についても同じ。

ユネスコスクール数の推移

(単位:校、令和元(2019)年11月現在)

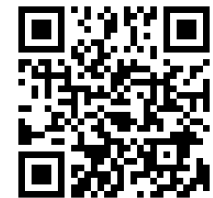
昭和31 (1956) 年度	昭和35 (1960) 年度	昭和45 (1970) 年度	平成2 (1990) 年度	平成12 (2000) 年度	平成17 (2005) 年度	平成19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
6	27	25	21	20	16	24	78	152	277	367	550	705	913	939	1008	1033	1116	1120

『ユネスコスクールガイドブック』ESDの活動を通じて創る未来』(令和4年3月改訂)について



文部科学省国内統括官付(日本ユネスコ国内委員会事務局)では、ユネスコスクールについて分かりやすく説明するためのガイドブックを作成しています。

本ガイドブックは、ユネスコスクール関係者やユネスコスクールに関心のある方を主な対象として、平和な社会の構築を目指すユネスコの理念の実現や、持続可能な社会の創り手づくりであるESD(持続可能な開発のための教育)の推進拠点として活動しているユネスコスクールについて理解を深め、活動する際の参考となるように、ユネスコスクールに関する基本的な情報、実践事例、及びサポート情報等を盛り込んだ冊子です。



詳細はこちら(日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339977_00001.htm

ESDの活動事例

環境

福島県 只見町立只見中学校

町全体で「故郷只見を愛し、誇りに思う心を育てるESD～故郷の良さを学び、課題を見つめ、未来を切り開く力へ～」に取り組んでいる。

海から100km離れた山間部だからこそ、俯瞰的に海洋環境を学び、広い視野を持って地域から活動する取組を実施。

只見中学校では、海洋プラスチックごみという地球規模課題に対して自分たちは何ができるかを考えるために、新潟県に行き、海岸でのゴミ拾いから、海、川、山のつながりを学び、ゴミ削減のための取組を学校から、地域に広げている。



まちづくり

福岡県 大牟田市立中友小学校

高齢化が進む大牟田で、つながりの深い街を目指して、自分たちができることを考えて実施。

民生委員について学ぶとともに、「こども民生委員」として委嘱状が交付され、地域の一員と活動を行っている。

つながりを尊重する態度、進んで参加する態度等が育成されているとともに地域課題の解決にもつながっている。



防災

はしかみ

宮城県 気仙沼市立階上中学校

東日本大震災の経験を活かした探究的防災学習を通して、将来どこにいても地域の防災リーダーとして活躍する人材、災害に強い地域づくりに貢献する人材、これからの社会を「生き抜く力」を備える人材の育成を目指している。

気仙沼市総合防災訓練に参加し、地区住民の一員として、避難所の受付や安否確認の手伝い、防災キャンプ、東日本大震災を風化させないために近隣小学校への啓発活動等を実施。



その他

長野県 山ノ内町立南小学校

ユネスコエコパークになっていることからユネスコスクールとして活動を開始。

当初は、「義務感」、「トップダウンに対する抵抗感」、「負担感・やらされ感」、「不安感・別の世界観」があり、「難しそう」、「できれば担当になりたくない」という雰囲気があった。

高学年に比べ、低学年の発達段階ではどうすべきかといった悩みもあったが、ESDを前向きに捉え、ESDを楽しみ、学校の教職員のチームとしてのミッションとして捉えた取組を開始。

今年度は共通のテーマを「水」として、各学年で取り組んでいる。



第13回ユネスコスクール全国大会 持続可能な開発のための教育（ESD）研究大会—明日を拓くESD—

開催概要

- 日時：令和3年11月27日（土）10:00～17:20
- オンラインで開催。
- 全国から300名を超える教職員、教育委員会関係者、ユネスコ活動関係者等が参加
（当日配信後には、2022年2月18日までアーカイブ配信を実施し、約1000名が視聴）
- 全国のユネスコスクールの教職員をはじめ関係者が積極的に情報共有を行い、ユネスコスクールの活動の活性化を図る場として開催。
- 2021年は、我が国のユネスコ加盟70周年、東日本大震災10周年、ESD for 2030の本格始動等の節目の年にあたり、東北大震災とESD及びユネスコスクールとの関わり、2030年SDGsを目指すユネスコスクールの活動に焦点を当てて取り上げるとともに、ユネスコスクールの発展と課題等について議論を行った。



The poster features a central image of hands holding a globe, surrounded by a colorful geometric pattern of triangles. At the top, the ESD logo is displayed in a circular arrangement. Below it, the text reads: '第13回 ユネスコスクール全国大会 持続可能な開発のための教育(ESD)研究大会 —明日を拓くESD—'. The bottom section contains event details: '日時 令和3年11月27日(土) 開会 10:00 閉会 17:20(予定)', 'WEB開催 事前の参加申込', and '参加費無料 (事前申込制 定員1,000名)'. A QR code is provided for registration. Logos for the organizing institutions are visible at the bottom left.

第12回ESD大賞—Education For Sustainable Development Award—

概要

- ユネスコスクール全国大会に合わせて、NPO法人日本持続発展教育推進フォーラムが、ESDの理念に基づく取り組みを積極的に実践する学校を奨励する「ESD大賞」を毎年実施。

趣旨

- 学校全体での取り組み、地域社会とのつながり、地域の特色を活かすことを大事にした具体的な取り組み、独自性のある取り組み実践例などの募集及び表彰を通じ、学校でESDの概念に基づいた教育が積極的に実践され、持続可能な社会の構築に参画する人間づくりの推進に寄与すること

主催・後援

- 主催：NPO法人日本持続発展教育推進フォーラム
- [後援] 文部科学省、日本ユネスコ国内委員会、（公財）ユネスコ・アジア文化センター、（公社）日本ユネスコ協会連盟、（株）教育新聞社

対象

- 全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、小中一貫校、特別支援学校

第12回ESD大賞受賞校

- 全体で25校の応募があり、審査の結果、以下の6校が受賞した。

〈文部科学大臣賞〉	東京都渋谷教育学園渋谷中学高等学校
〈ユネスコスクール最優秀賞〉	宮城県気仙沼市立鹿折小学校
〈小学校賞〉	福井県勝山市立平泉寺小学校
〈中学校賞〉	茨城県牛久市立おくの義務教育学校
〈高等学校賞〉	広島県立広島国泰寺高等学校
〈審査員特別賞〉	兵庫県立兵庫高等学校



SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業

令和4年度予算額：44百万円
（前年度予算額：50百万円）

○持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けた取組が広く普及したことや2020年度から本格実施の新学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたこと、国連総会等で採択され、ESDが全てのSDGs達成に貢献することを掲げた「ESD for 2030」が2021年ESD世界会議から本格実施されること、さらには、新型コロナウイルスの流行や大規模災害等、**予測不可能なことが起こる時代において、持続可能な社会づくりに対する関心とともに、新たに策定した国内実施計画に基づくSDGs達成のための教育（ESD）の推進の必要性がより一層高まっている。**

○このことを踏まえ、**SDGs実現の担い手に必要な資質・能力の向上を図る優れた取組に対する戦略的な支援を実施。**

国内のニーズ

- ◆ 2020年度から本格実施の**新学習指導要領**で、**持続可能な社会の創り手の育成が学校に求められる**と明記。
- ◆ 教育振興基本計画やSDGs実施指針改定版（令和元年12月）にSDGs実現のための教育（ESD）の重要性が明記。
- ◆ コロナ禍、大規模災害等を受けて、**持続可能な社会の担い手育成の必要が高まっている。**

教育を通じたSDGsの達成！



国際的なニーズ

- ◆ コロナ禍を受けた持続可能な社会づくりに対する関心、議論の高まり。
- ▲ 2019年国連総会及びユネスコ総会における、ESDが全てのSDGs達成に貢献することを掲げた「**ESD for 2030**」の採択と、**我が国がユネスコと共に主導するESDの一層の推進**
- ◆ 2017年国連決議「**ESDはすべてのSDGs実現の鍵である。**」

事業の柱

(1) カリキュラム等 開発・実践

SDGs実現の視点を組み込んだカリキュラム、教材、地域プロジェクト等の開発や教育実践を行う。

- SDGs実現の視点を組み込んだカリキュラム、教材、プロジェクト等の開発や実施、及びその成果の全国的な発信。
- SDGsと地域課題解決・地方創生をテーマとする、民間企業と連携したプロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL）。

(2) 教師教育の推進

SDGs実現の中核的な担い手となる教師の資質・能力の向上を図る。

- 教育委員会や大学等と連携した、学校教師や教員養成課程学生等を対象としたESD研修の実施、及びその成果の発信。
- 教育委員会や大学等に対するESDの普及啓発、指導助言、ネットワーク構築等。

(3) 教育（学習）効果 の評価と普及

ESDによる教育（学習）効果や学習者の変容を測る評価手法を開発・実践し、その普及を図る。

- 評価手法の開発と教育現場での実践（評価）、及び評価手法の汎用性の向上と教育関係者への普及。

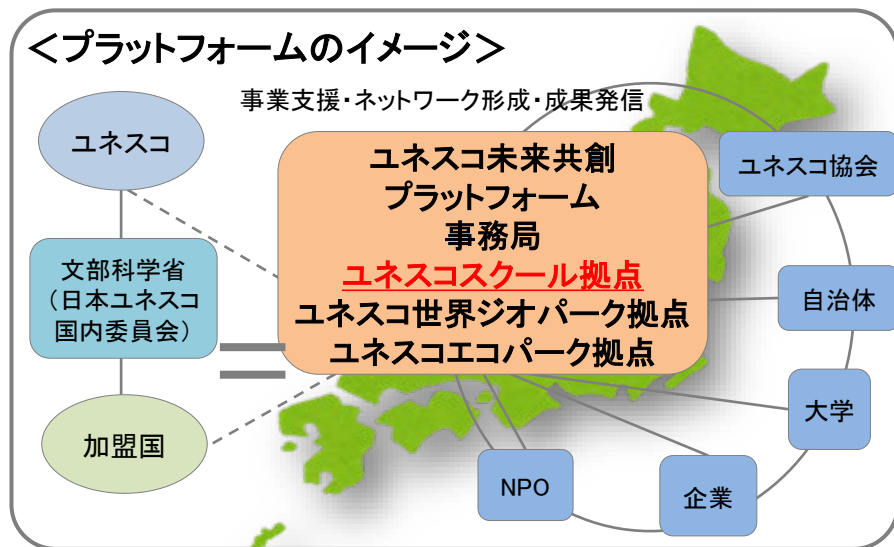
(4) ユース世代の活動 の推進

SDGs実現に向けて、ユース世代によるESDの取組を加速させる。

- ユース世代によるSDGs実現に向けた自主的・独創的な活動を支援・普及（能力向上、ネットワーク構築等）

- **世界や地域の課題解決に資するユネスコ活動の活性化**に向けて、**SDGsの実現**に向けた取組等を進める多様なステークホルダーの知見を得て、国内活動と国際協力の成果の往還に資するよう、**国内の多様なユネスコ活動ネットワーク拠点の戦略的整備と先進的なユネスコ活動の海外展開**を一体的に推進する体制を構築・運営する。
- **地域の個性とユネスコ活動のメリットを生かした地方創成や多文化共生社会の構築**、若者や民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携を深める戦略的なプラットフォームの活動を通じて、ユネスコ活動の活性化を通じた「新たな日常」における**持続可能な社会の構築を推進するとともに、多様な変化に対応できる人材の育成**を図る。

＜プラットフォームのイメージ＞



ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイト

<https://unesco-sdgs.mext.go.jp/>

- ・ユネスコスクールはじめ、他分野にわたるユネスコ活動の情報発信



期待される効果

- (i) 急速な社会変化に即応した恒常的な情報発信、
 - (ii) 民間団体との連携強化、
 - (iii) 国内のユネスコ活動と国際協力の成果の往還
- を通じて、我が国のユネスコ活動が我が国やユネスコの優先課題の解決を通じて持続可能な社会の構築に貢献

教育基本法(一部抜粋)

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

ユネスコ憲章 (前文のみ抜粋)

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。…(中略)

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、…(中略)。その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。